

志免町子ども未来プラン

子ども・子育て支援事業計画

[平成27年度—平成31年度]

平成27年 3月

志 免 町

「伸びる力 育む心を支えるまち」を目指して

全国における子育てをとりまく課題は多岐にわたっており、少子化の進行や待機児童問題、仕事と子育ての両立、核家族化の進行、子育ての孤立化や負担感など様々な課題が存在しています。このような課題を解決しようと、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されることになりました。



志免町では、平成19年度に制定いたしました「志免町子どもの権利条例」の理念を本計画の根幹に位置付け、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、第5次志免町総合計画及び「志免町男女共同参画行動計画」、「志免町障害者プラン」等との整合性をとりつつ、「志免町次世代育成支援行動計画」を継承する計画として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

「子どもの伸びる力を支える」、「安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する」、「家庭と社会参画の両立を支援する」、「子どもの視点に立った地域社会をつくる」という4つの基本目標を掲げ、未来の“しめ”を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つ、「伸びる力 育む心を支えるまち」を目指して、町民の皆様と一体となって子育て支援に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、この「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたりご尽力いただきました「子ども・子育て支援事業計画策定審議会」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただきました住民の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

志免町長 南里辰己

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 教育・保育提供区域の設定	3

第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

1 志免町の子どもや子育て家庭の状況	5
2 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組み	10
3 子ども・子育てに関するニーズ調査結果	12
4 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組みの成果と課題	23

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	25
2 計画の基本的視点	26
3 計画の基本目標	27
4 計画の体系	28
5 計画の推進に向けた重点的取り組み	30

第4章 実施計画

基本目標Ⅰ 子どもの伸びる力を支える	33
①子どもの権利の周知と理解	34
②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	36
③次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発	38
④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	40
⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進	42
基本目標Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	45
①子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実	46
②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実	49
③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援	51
④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	54
基本目標Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する	57
①就業に関する情報と学習の場の提供	58
②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	60

基本目標Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる	65
①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進	66
②子どもの年齢に応じた居場所づくり	69
③地域全体での子育て支援の充実	72
④子どもの安全・安心の確保	74
■計画の成果指標	77

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育の提供区域の設定	79
2 定期的な教育・保育事業の提供体制	79
3 地域子育て支援事業の提供体制	82

第6章 計画の推進にむけて

1 町民、行政、事業者による連携した取り組みの充実	85
2 計画の進捗状況の管理・点検と評価体制の整備	85

付属資料

1 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例	87
2 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿	88
3 志免町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	89
4 志免町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取組	91
5 志免町子どもの権利条例	100
6 用語の解説	103

第1章

計画の策定にあたって

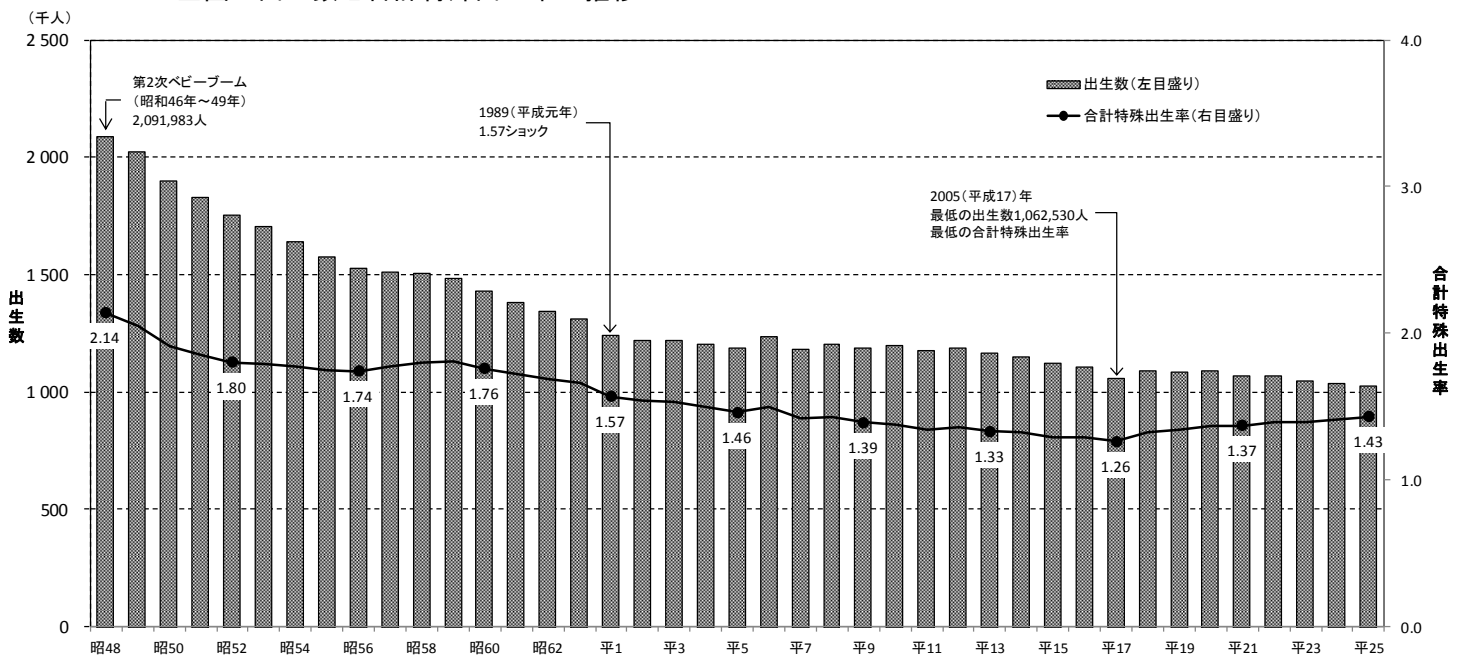
1 計画策定の背景と目的

(1) 少子化の状況

平成元年、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数）が1.57を示し、「1.57ショック」と呼ばれ、日本において少子化が進行しているとの認識が強まりました。さらに平成17年には初めて総人口が前年を下回り、また合計特殊出生率も1.26と過去最低を記録するという、予想以上の少子化の進行がみられました。その後、合計特殊出生率は回復傾向を示しており、平成25年は1.43となったものの、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率2.08を大きく割り込んでおり、依然として少子化が進行しています。

このような少子化の進行は、将来の社会経済全体に重大な影響を与えることが危惧されています。同時に、核家族化や地域社会の変容、高齢化の進行など、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、安心して子どもを生み、育てられ、健やかに子どもが育つことのできる環境の整備が最重要課題となっています。

■ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 注) 1. 出生数はその年に生まれた子どもの総数。
 2. 合計特殊出生率とは15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数である。

(2) 計画策定の背景と目的

国は平成6年に、少子化対策として取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を策定しました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」と、これに基づく具体的実施計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定されました。

平成15年には、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定することを定めた「次世代育成支援対策推進法」と、少子化対策施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が制定されました。さらに平成16年には「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、これに沿った実施計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)が策定されました。

その後、平成19年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、社会が目指すべき姿や、企業や国民、国や地方公共団体の取り組みと数値目標が示されました。平成20年には地域や職場での次世代育成支援対策を推進するために「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

平成22年、「少子化社会対策大綱」を見直し、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョンとして、社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本的考え方とする「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

しかし、依然として少子化の流れは止まらず、一方で都市部を中心に多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと、核家族化の進行やひとり親家庭の増加にともない子育ての孤立化が懸念されること等、様々な課題が存在しています。これらの課題に対応し、市町村が実施主体となって子どもの年齢や親の就労状況、地域のニーズなどに応じた多様な支援を総合的に提供することを目指し、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「子ども・子育て関連3法」という)が成立し、平成27年4月から本格施行されることとなりました。

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「計画的な保育の量的拡大と確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることは地方自治体の責務とされ、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

これを踏まえ、本町においても、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるようこの計画を策定するものです。

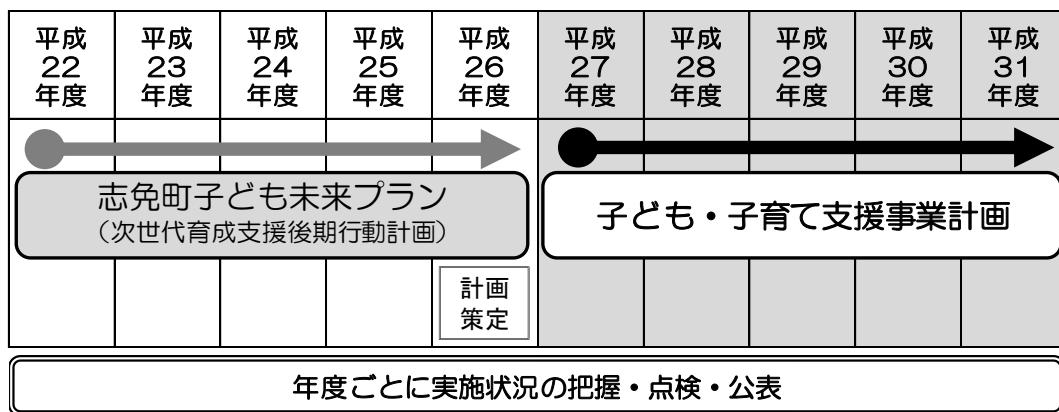
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条を踏まえ、第61条第1項に基づき策定するものです。志免町では、本計画を「志免町次世代育成支援行動計画」を継承する計画として位置づけます。

また、志免町の最上位計画である「第5次志免町総合計画」の政策目標「未来の担い手と共に育つまち」の実現を図る部門別計画として、「子どもの最善の利益」を守ることを基本として策定します。同時に、「志免町男女共同参画行動計画」、「志免町障害者プラン」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、本計画における施策を推進していくものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

5 教育・保育提供区域の設定

国基本指針において、市町村の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを勘案して、地域の実情に応じて教育・保育の提供区域を定めることとしています。

これらの社会的条件や現在の教育・保育施設の現状などを勘案し、志免町では教育・保育提供区域として全町を1区として定め、今後5年間の教育・保育の量の見込みと確保策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を定めます。

第2章

志免町の子どもと子育ての現状と課題

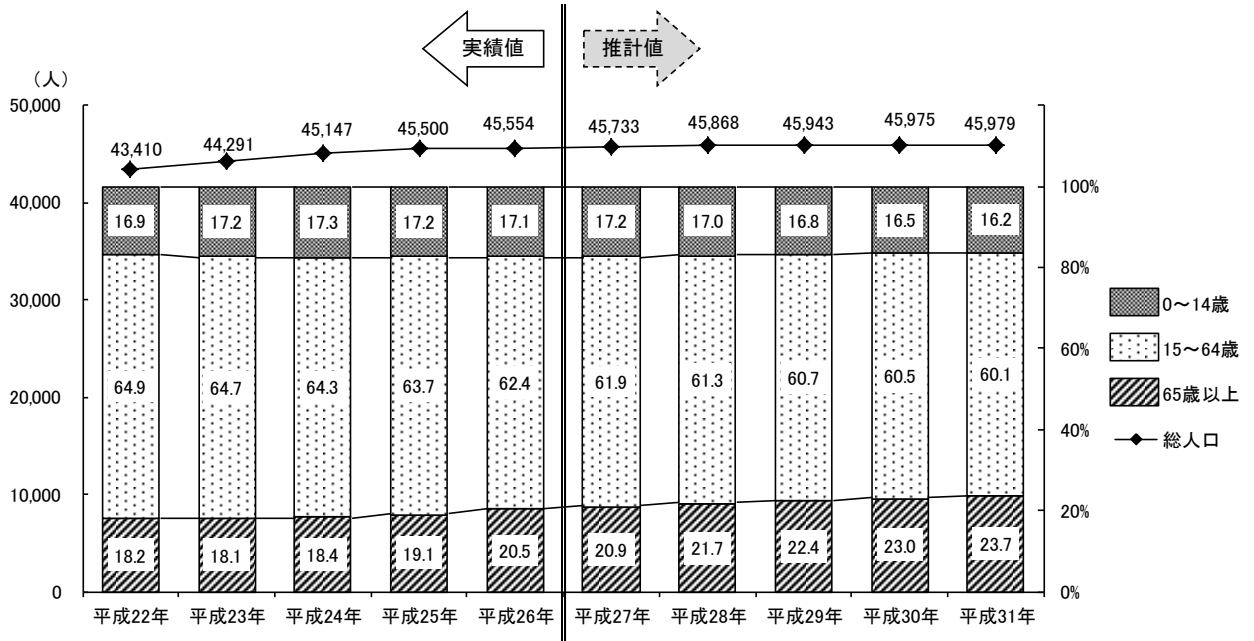
1 志免町の子どもや子育て家庭の状況

(1) 志免町の人口の推移

志免町の総人口は、平成22年では43,410人でしたが、平成26年では45,554人と5年間で2,144人増加しています。しかし今後の推計では、5年後の平成31年には45,979人とほぼ横ばいの状態になると見込まれています。

人口の年齢構成比をみると、0～14歳が平成22年では16.9%、平成26年では17.1%と大きな変化はみられません。一方、65歳以上は、平成22年では18.2%でしたが、平成26年では20.5%と高齢化が進行しています。平成27年以降の推計値をみると、平成31年には0～14歳人口は16.2%と減少傾向となり、65歳以上は23.7%と高齢化はさらに進むと推計されます。

■人口の推移



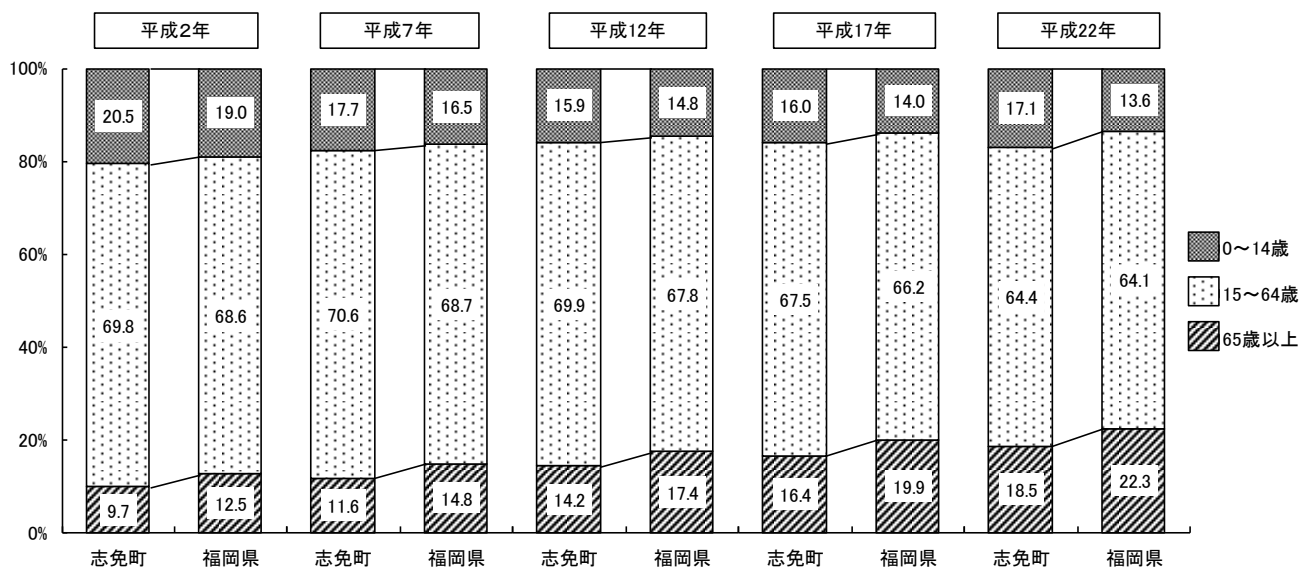
(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	7,338	7,625	7,823	7,833	7,789	7,858	7,802	7,740	7,591	7,459
15～64歳	28,174	28,646	29,012	28,981	28,442	28,318	28,103	27,894	27,804	27,636
65歳以上	7,898	8,020	8,312	8,686	9,323	9,557	9,963	10,309	10,580	10,884
総人口	43,410	44,291	45,147	45,500	45,554	45,733	45,868	45,943	45,975	45,979

資料: 平成22～26年 住民基本台帳(各年4月1日現在)
平成27～31年 コーホート変化率による推計値(国ワークシートに基づき算出)

国勢調査から年齢3区分別の人口構成比をみると、平成2年の志免町の0～14歳は20.5%となっているのに対し、福岡県では19.0%、平成22年では志免町が17.1%となっているのに対して、福岡県では13.6%と、少子化の進行が進んでいる福岡県のなかで、志免町では平成12年以降は横ばいになっています。一方、65歳以上の高齢者人口も平成2年から福岡県の割合に対して志免町は3ポイント程度少ないという状況で推移してきました。平成22年でも、志免町の18.5%に対して福岡県は22.3%と、依然として高齢者の割合は少なく、志免町は県内では比較的「若い町」と言えます。

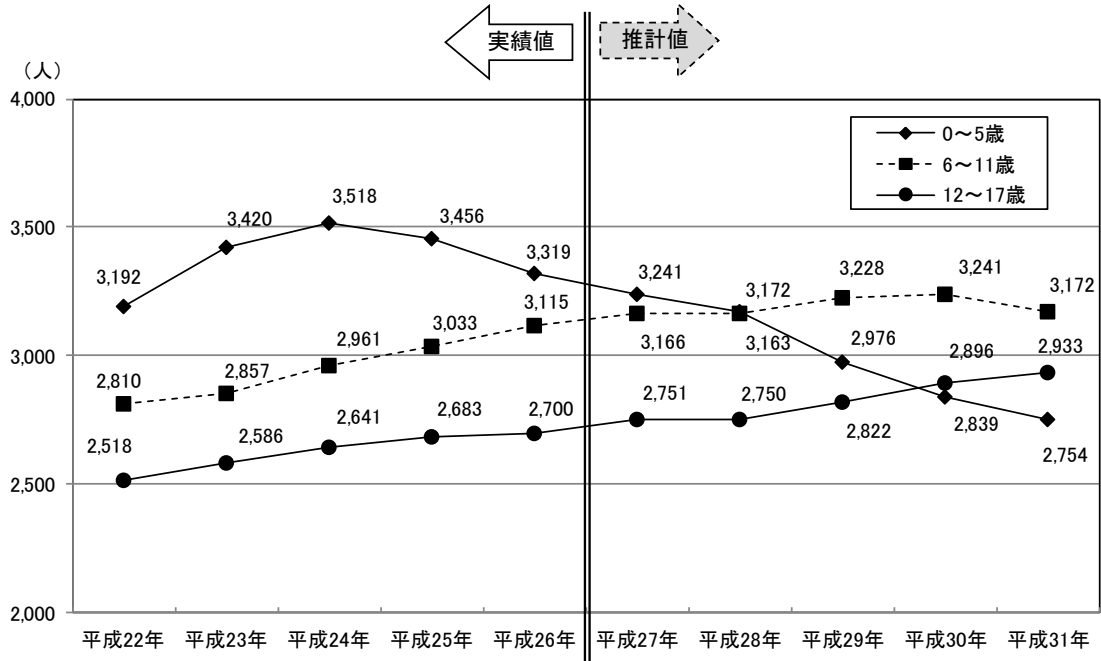
■人口構成比の比較



資料:「国勢調査」
注)年齢不詳を除く

17歳以下の子どもの数の推移をみると、推計値によると0～5歳は平成24年の3,518人をピークに、平成26年には3,319人に減少しています。今後もこの傾向は続き、平成31年には2,754人まで減少すると予測されています。一方、6～11歳の子ども数は今後3,100人前後で横ばいの状態、12～17歳の子ども数は平成31年には2,933人まで増加すると予測されています。

■子どもの数の推移

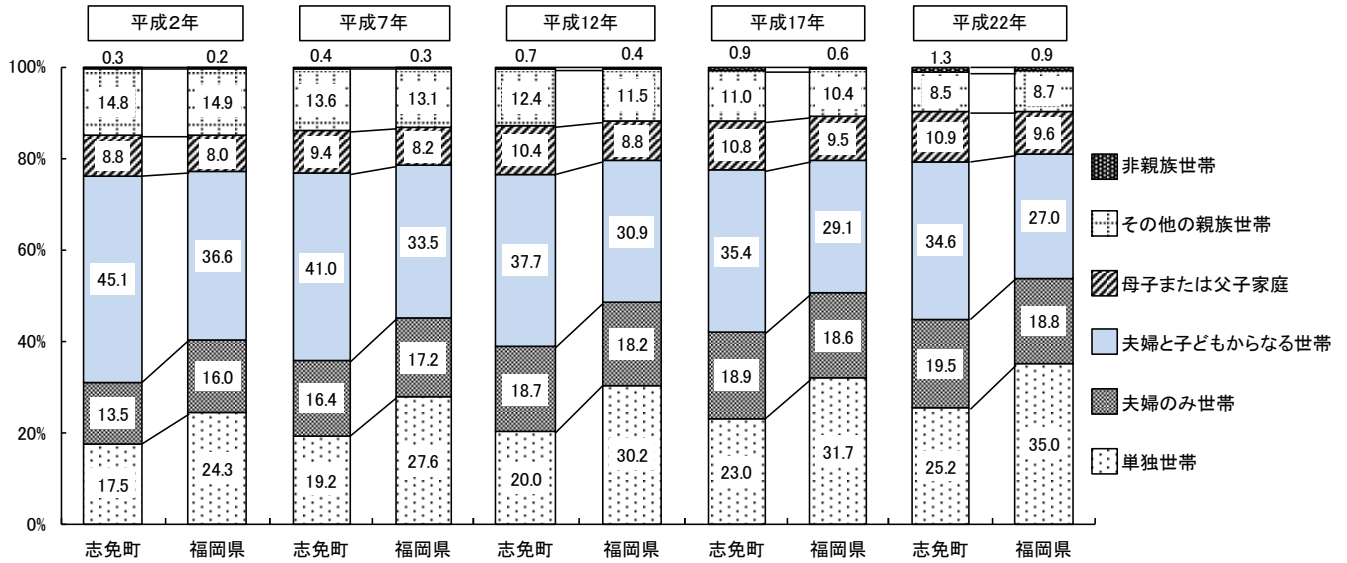


資料：平成22～26年 住民基本台帳(各年4月1日現在)
平成27～31年 コーホート変化率による推計値(国ワークシートに基づき算出)

(2) 家族形態の変化

一般世帯の構成比の推移から志免町における家族形態の変化をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は平成2年では45.1%でしたが、平成22年には34.6%まで減少し、3世代家族を中心とする「その他の親族世帯」も、平成2年の14.8%から平成22年の8.5%へと減少しています。しかし、「母子または父子家庭」は平成2年の8.8%から平成22年には10.9%と1割を超えています。「夫婦のみ世帯」「単独世帯」が増加しており、子どものいる世帯の割合は減少していますが、福岡県と比べると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は比較的高いといえます。

■世帯の動向

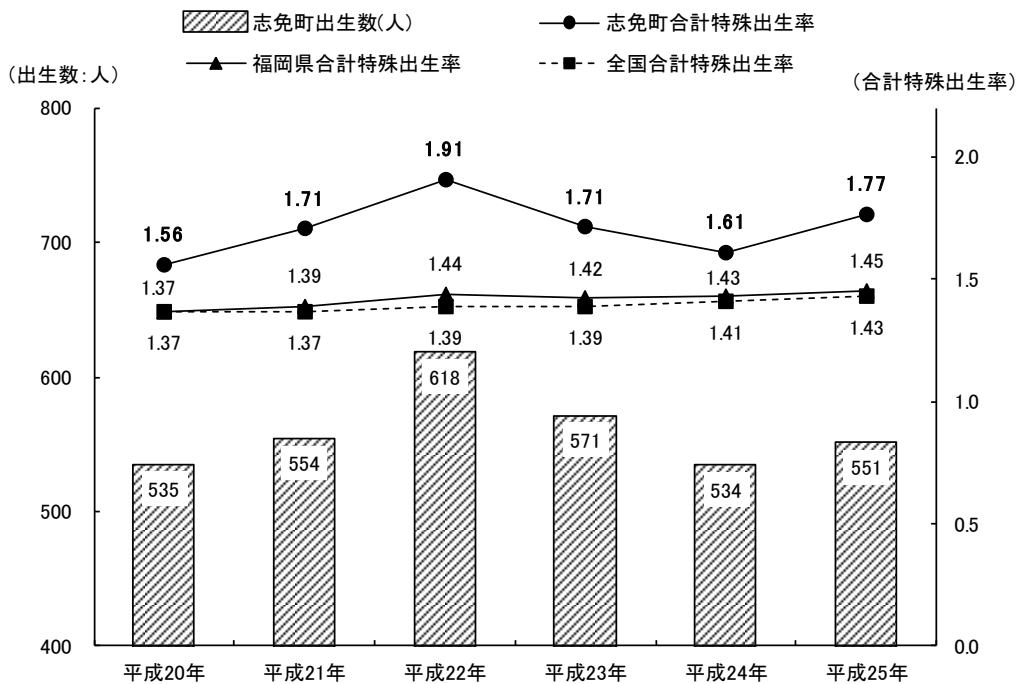


資料:「国勢調査」

(3) 出生数と合計特殊出生率

志免町の合計特殊出生率は、平成22年の1.91をピークに、平成24年には1.61まで低くなりましたが、平成25年には1.77と微増しており、全国、福岡県を上回っています。

■出生数と合計特殊出生率

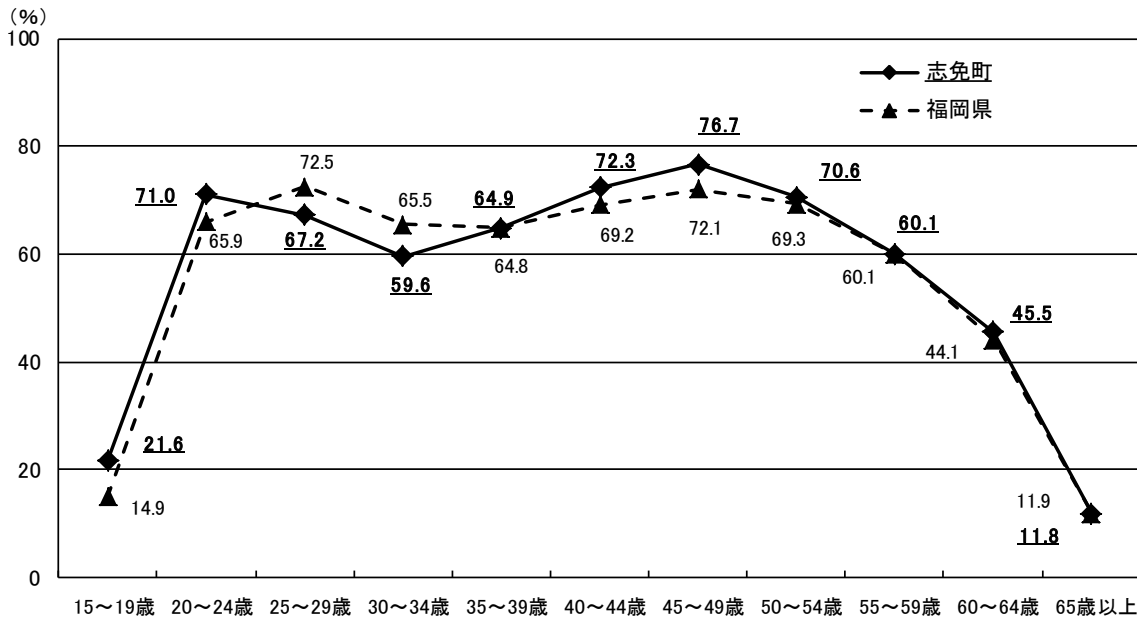


資料:平成20～平成25年の全国と福岡県の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」
志免町の出生数と合計特殊出生率は、子育て支援課

(4) 女性の就業状況

女性の年齢別労働力率をみると、20～24歳では71.0%が就業していますが、30～34歳になると59.6%と減少し、30歳代後半になると64.9%と上昇し45～49歳になると76.7%となっています。志免町の女性の年齢別就業状況は結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したらまた就労するというM字型の就業傾向が福岡県よりも顕著となっています。

■女性の年齢別労働力率



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合
資料:「国勢調査」

2 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組み

(1) 子どもにかかわる主な施策の状況

現在、町内にある3か所の町立保育園と認可された私立保育園5か所で、延長保育、障害児保育を、また、一時預かりを志免南保育園と別府つくし保育園で実施しています。町立保育園を民営化し、私立の120人定員の認可保育園『志免あおぞら保育園』を25年4月に開園し、平成26年4月に定員90人の私立認可保育園『志免さくら保育園』を開園しました。保育園を民営化する時に、定員増を行い待機児童の解消を行いました。

延長保育、障害児保育、一時預かりなど保育サービスの充実を行っています。また、平成14年度から宇美町、須恵町、志免町3町の広域で病児・病後児保育も実施しています。子育て支援事業として、一般の乳幼児とその保護者を対象とした保育園の開放や、子育て広場を行っています。また、平成26年度は町内には届出保育園が4か所、私立幼稚園が4か所あり、それぞれ町と連携した取り組みを進めてきました。

発達支援については、就学前児童を対象に療育を行う『Powerfulkids（パワフルキッズ）』と小学校2年生までを対象とした療育を行う放課後等デイサービス『PK2』を実施し、平成24年度から18歳までを対象とした子ども発達相談『すりーる』を設置して推進しています。

町立小学校1年～3年生の児童を対象とした学童保育所は、志免町学童保育連合会に運営を委託して、月曜から金曜日の平日は19時、土曜日、学校休業日は8時から18時まで実施しています。

母子保健事業として、妊婦健診に対する補助を行うとともに、母子手帳の交付時から保健師が、一人ひとりの妊婦の身体状況・家庭環境等を把握しながら出産に向けての相談を行っています。また、マタニティ教室では食生活・心の安定のサポートをこころがけています。

出産後4か月までの乳児のいる家庭に保健師・助産師が訪問し発達状況や子育ての助言を行っています。さらに、4か月児健診・10か月児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診と子どもの年齢に応じた相談・子育てに関する悩みの相談等、医師・歯科医師・心理相談員・歯科衛生士・栄養士と連携し実施しています。また、気軽に悩みを話せる電話相談事業や0歳児親子教室等の教室事業も併せて実施しています。

総合福祉施設「シーメイト」では、「子育てサポートセンターしめ」による子育ての相互援助活動(有償)を行うとともに「子育てほっとライン」での電話及び面接相談を行い、また、「にじいろポケット」での親子の交流活動等、町の子育て支援機能を集約し充実を図っています。また、ノーバディーズ・パーフェクトプログラムを開催し子育ての不安解消を図っています。

学校教育については、「志免町教育行政の目標と主要施策」を定め、各学校が家庭や地域と密接な連携・協力ができる信頼関係を築き、児童生徒がいきいきと学べる学校づくりを進めています。また、教育相談室とともに平成19年度から中学校では週1回、相談員（ヤングサポーター）を派遣、平成16年度から不登校対応の学級補助員を配置

しています。さらに、平成 26 年度からは、教育相談室の充実を図るためスクールソーシャルワーカーを配置しました。

社会教育については、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域の教育力の向上を図り、幼年期から基本的な生活習慣や望ましい人間関係を築く力を培うために、家庭はもとより地域ぐるみで子どもの自主性・自律性・社会性を育てながら青少年の健全育成に努めています。

(2)「志免町子どもの権利条例」による取り組み

平成 19 年 4 月、志免町では九州の自治体では初となる「子どもの権利条例」が施行されました。この条例に基づき、11 月 20 日を「しめまち子どもの権利の日」と決めました。これにちなみ、子どもが参加し、自己表現や意見表明をすることや子どもの権利についての周知を目的とした「子どもの権利フェスタ」を毎年実施しています。

子どもの権利の救済や回復のために助言や支援、また、必要に応じて調査、調整、報告、是正要請を行う公的第三者機関である「志免町子どもの権利救済委員」「子どもの権利相談室（スキッズ）」を設置しています。

中学生から 18 歳までの子どもの居場所として「リリーフ[Relief.]」を設置し、NPO 法人に運営を委託しています。

また、この条例に基づく施策の状況を検証し、子どもの権利を保障するための機関として「志免町子どもの権利委員会」を設置し、第三者的な立場から調査・審議した結果を町に報告・提言しています。

町は、この提言を尊重し必要な措置を講じることとしています。

■■ 志免町子どもの権利条例の骨格 ■■

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

目的 定義 責務 子どもの権利の普及 子どもの権利の日

第 2 章 人間として大切な子どもの権利(第 6 条～第 10 条)

子どもの大切な権利 安心して生きる権利 自分らしく生きる権利

意見表明や参加する権利 支援を受ける権利

第 3 章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障(第 11 条～第 13 条)

家庭における権利の保障 子ども施設における権利の保障 地域における権利の保障

第 4 章 子どもにやさしい町づくりの推進(第 14 条～第 16 条)

意見表明や参加の促進 子どもの居場所 施策の推進

第 5 章 子どもの権利救済(第 17 条～第 23 条)

権利侵害に関する相談及び救済 子どもの権利救済委員 救済委員の職務

勧告などの尊重 救済や回復のための連携 救済委員に対する支援や協力 報告

第 6 章 検証(第 24 条～第 26 条)

子どもの権利委員会 権利委員会の職務 提言と尊重

第 7 章 雑則(第 27 条)

委任

3 子ども・子育てに関するニーズ調査結果

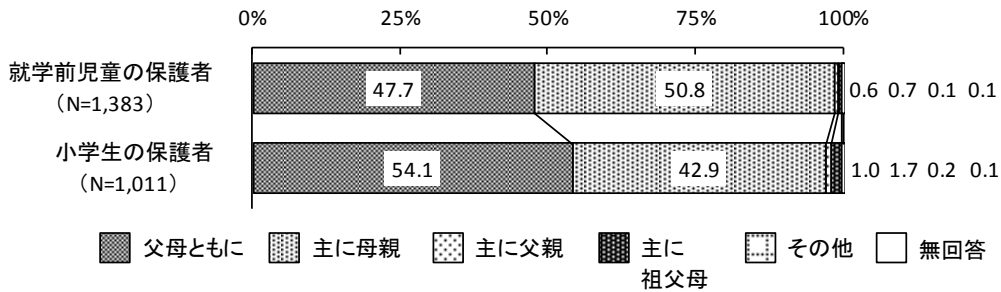
(1)「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からみえる現状と課題

平成26年1月に就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」から、志免町の子育てを取り巻く現状と課題は次のようになっています。

①母親のみに集中的に求められている育児と仕事の両立

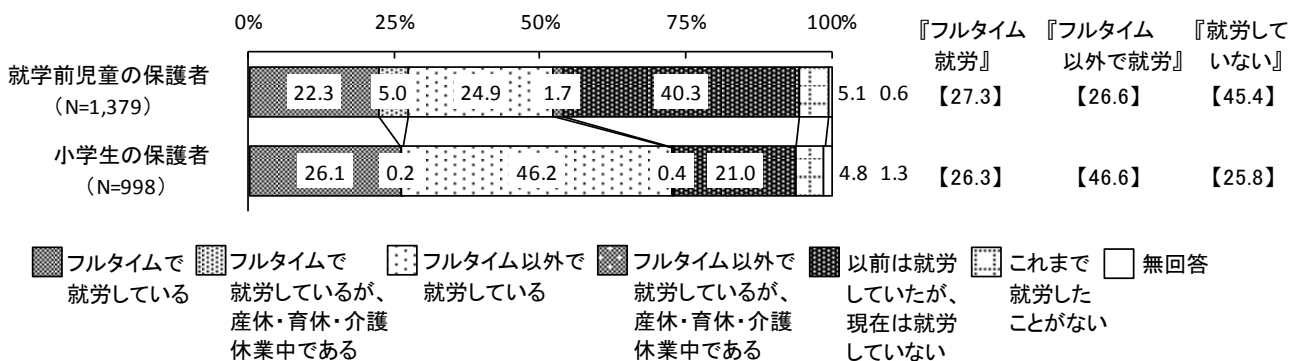
子育ての担い手は、就学前児童の保護者では「主に母親」が担っている家庭が50.8%、「父母ともに」担っている家庭が47.7%となっています。小学生の保護者では、「父母ともに」担っている家庭が54.1%、「主に母親」が担っている家庭が42.9%となっており、子どもの成長に伴い、父親の育児担当部分が徐々に増えていることがうかがえます。

■子育てを主にしている人



母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が27.3%、『フルタイム以外で就労』が26.6%、『就労していない』人が45.4%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が26.3%、『フルタイム以外で就労』が46.6%、『就労していない』人が25.8%となっています。母親が子どもの年齢に合わせて、就労を中断したり、時間制約の少ないパート就労をする様子が見え、母親のみに育児と仕事の両立が求められる状況が依然として続いています。

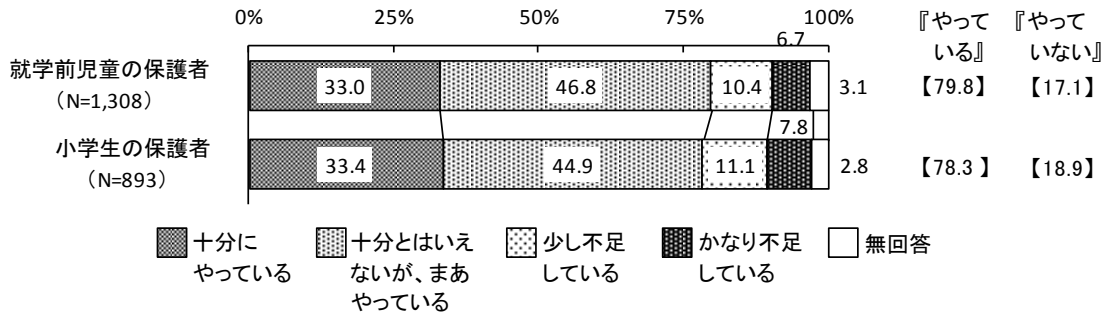
■母親の就労状況



②父親の育児参加は8割程度

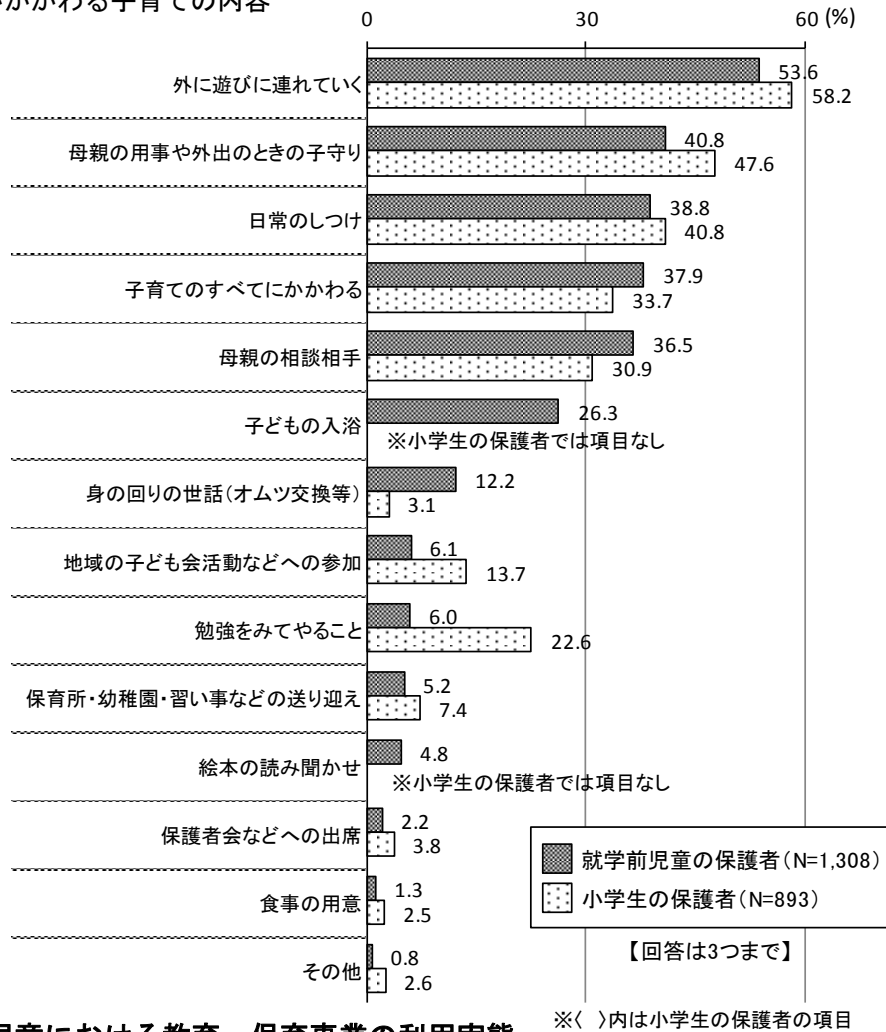
父親の育児参加は、『やっている』が就学前児童の保護者でも小学生の保護者でも約8割となっています。

■父親の育児参加の程度



父親に対して求められる育児参加としては、就学前児童も小学生も「外に遊びに連れていく」「母親の用事や外出のときの子守り」など、父親には補足的な役割が求められています。その背景には、フルタイムで就労している父親が圧倒的に多い現状があります。

■父親がかかわる子育ての内容

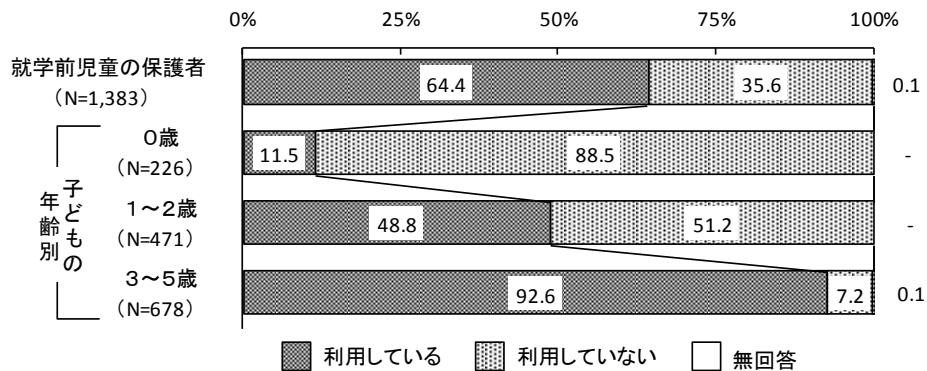


③就学前児童における教育・保育事業の利用実態

就学前児童の保護者で、幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」は64.4%で、利用している施設は、「認可保育園」が53.0%、「幼稚園」が31.3%、

「認可外の保育園」が8.5%となっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童の保護者）



④ 小学校における学童保育の利用実態と、今後の利用ニーズ

小学生の保護者における学童保育の利用は平日では2割程度、土曜日は1割未満にとどまり、今後の利用意向を持っている人は合計で2割程度と、必要としている人はあまり多くはありません。しかし、家族構成で見ると、『ひとり親』『ひとり親三世代』の場合には、平日の学童保育の利用状況が高く、ひとり親で子育てをしている保護者にとって、学童保育が重要な支援サービスとなっています。

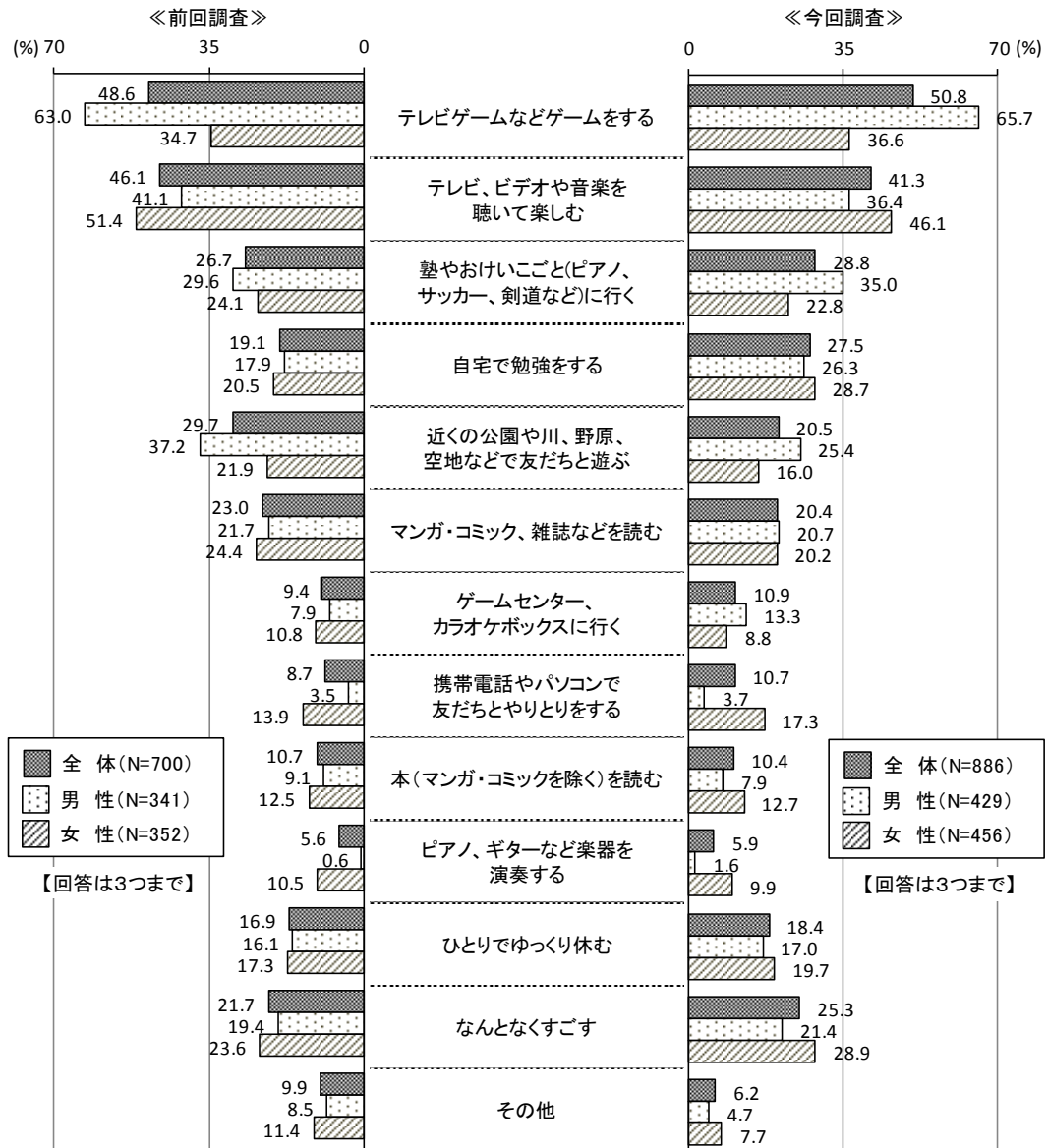
■ 家族構成別にみた学童保育の利用状況（小学生の保護者）

		標本数	平日				土曜日			
			て上週 い利4 る用日 し以	て日週 い利1 る用く し3	い利 な用 いし て	無 回 答	い利 ほ る用 ぼ し毎 て週	て日月 い利1 る用く し2	い利 な用 いし て	無 回 答
全体		532 100.0	100 18.8	14 2.6	396 74.4	22 4.1	20 3.8	22 4.1	426 80.1	64 12.0
家族 構成 別	三世代	47	4.3	2.1	85.1	8.5	-	-	85.1	14.9
	核家族	398	19.8	3.0	73.6	3.5	3.8	4.3	81.2	10.8
	ひとり親	36	22.2	2.8	69.4	5.6	11.1	5.6	66.7	16.7
	ひとり親三世代	20	25.0	-	75.0	-	5.0	5.0	75.0	15.0
	その他	31	19.4	-	74.2	6.5	-	6.5	77.4	16.1

⑤ 室内で過ごす子どもが増加する傾向

小学生の休日の過ごし方を前回調査と比較すると、男女ともに「自宅で勉強をする」割合が増加し、「近くの公園や川、野原、空地などで友だちと遊ぶ」が減少しています。

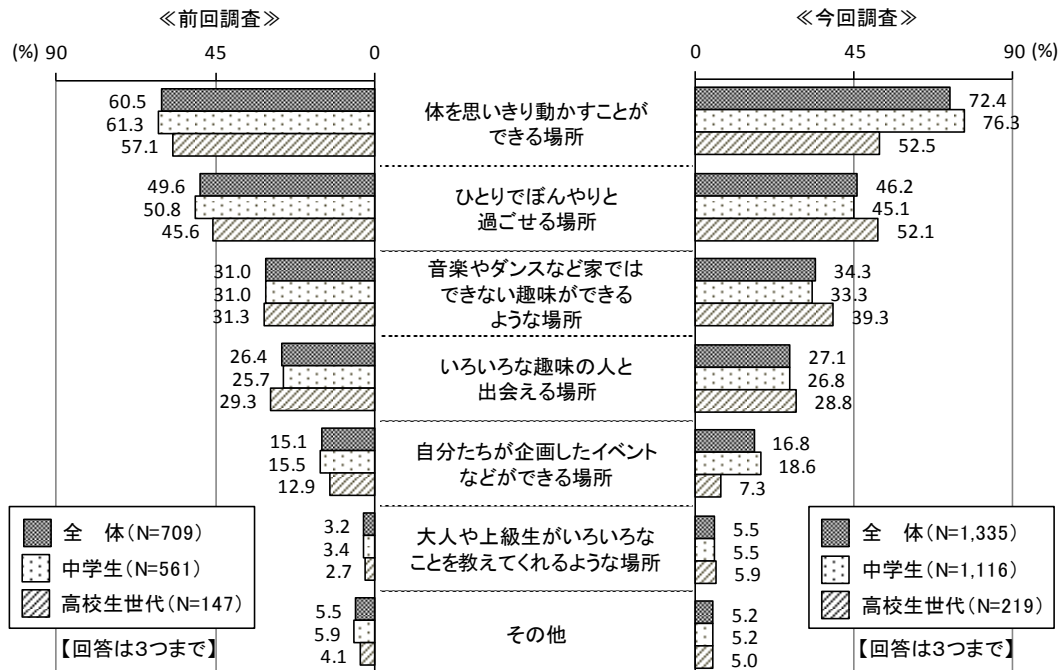
■休日の過ごし方（小学生）



自由な時間を過ごすのにあればいいと思う場所については、中学生、高校生世代では「体を思いきり動かすことができる場所」や「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」が高くなっています。

小学生が休日に室内で遊ぶ傾向が増していること、中学生、高校生世代では、全般に自分一人で独自の時間を過ごす子どもがある程度いることがうかがえます。

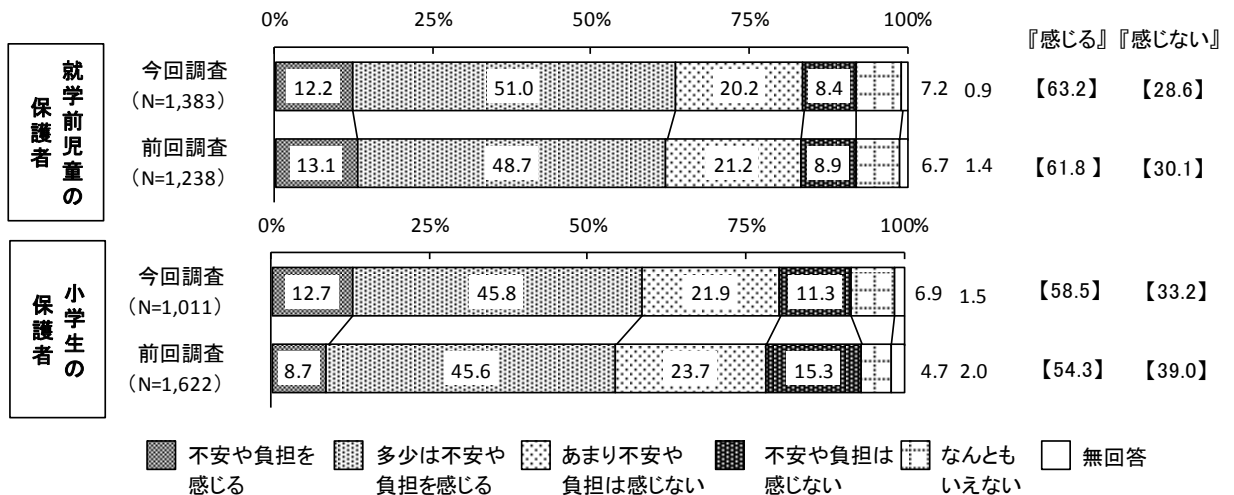
■あつたらしい場所（中学生、高校生世代）



⑥子育てへの不安感や負担感は、6割前後

就学前児童、小学生の保護者のいずれも子育てをするうえで不安や負担を『感じる』人が6割程度となっています。また、どちらも前回調査に比べてやや高くなっています。

■子育ての不安感や負担感



子育ての不安感や負担感は、就学前児童の保護者の場合は『ひとり親』や『ひとり親三世代』で他の家族構成に比べて高く、小学生の保護者の場合は『ひとり親』で子育てを行っている場合に高くなっています。

■家族構成別にみた子育ての不安感や負担感

(%)

		標本数	不安や負担を感じる	多少は感じる	あまり感じない	不安や負担は感じない	なんともいえない	無回答	『感じる』	『感じない』
就学前児童の保護者		1,383 100.0	169 12.2	706 51.0	280 20.2	116 8.4	99 7.2	13 0.9	875 63.2	396 28.6
家族構成別	三世代	105	5.7	54.3	23.8	9.5	6.7	-	60.0	33.3
	核家族	1,167	11.2	51.8	20.1	8.7	7.2	1.0	63.0	28.8
	ひとり親	50	38.0	32.0	12.0	8.0	10.0	-	70.0	20.0
	ひとり親三世代	29	31.0	41.4	17.2	3.4	3.4	3.4	72.4	20.6
	その他	32	12.5	53.1	28.1	-	6.3	-	65.6	28.1
小学生の保護者		1,011 100.0	128 12.7	463 45.8	221 21.9	114 11.3	70 6.9	15 1.5	591 58.5	335 33.2
家族構成別	三世代	90	10.0	44.4	27.8	7.8	7.8	2.2	54.4	35.6
	核家族	739	11.0	48.0	21.7	11.6	6.2	1.5	59.0	33.3
	ひとり親	83	25.3	44.6	14.5	10.8	4.8	-	69.9	25.3
	ひとり親三世代	48	16.7	35.4	27.1	10.4	10.4	-	52.1	37.5
	その他	51	17.6	27.5	21.6	13.7	15.7	3.9	45.1	35.3

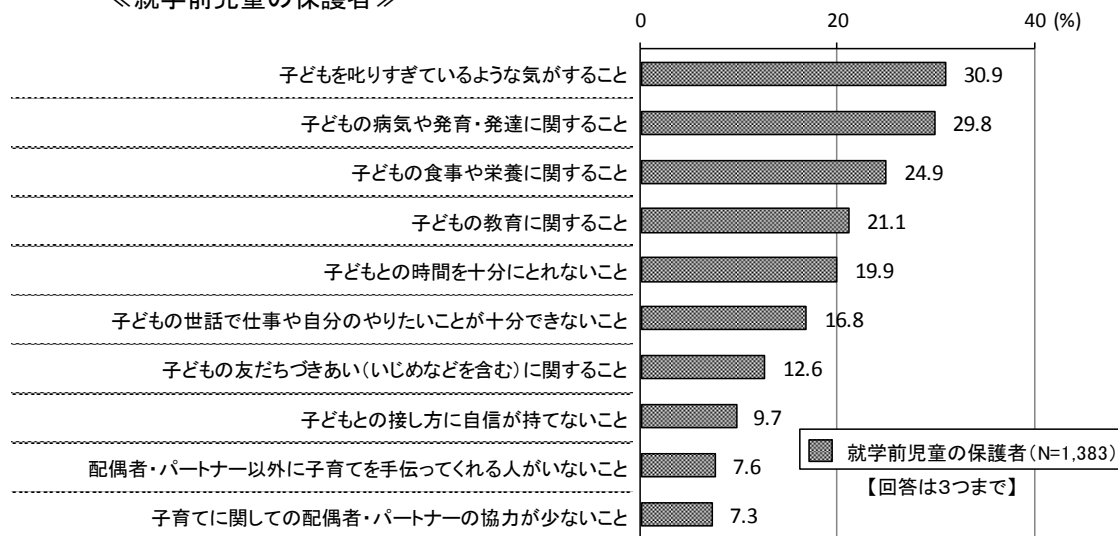
不安や悩みの具体的な内容として就学前児童の保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの病気や発育・発達に関する事」「子どもの食事や栄養に関する事」が高く、育児をしていく中での子どもの関わり方や子どもの発育についての不安や悩みがあげられています。

小学生の保護者では「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関する事」「子どもの進学・受験について」「子どもを叱りすぎているような気がする」など、子ども自身が形成していく社会関係について不安や悩みがありました。また、母親がフルタイム就労の場合は、子どもとの時間を十分に取れないことが就学前児童、小学生の保護者ともに約4割と高くなっています。

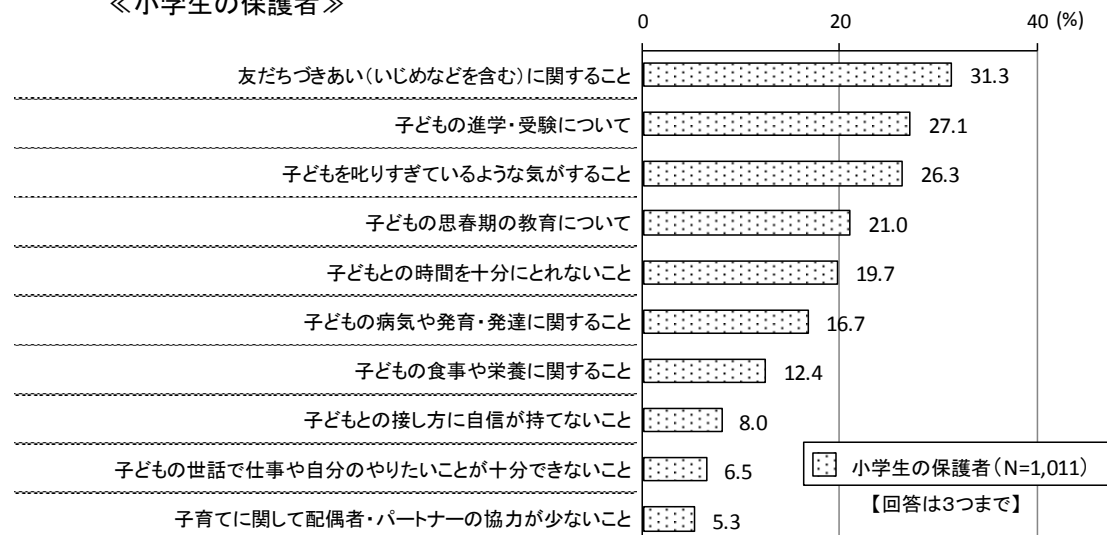
子育てに関する悩みや不安の相談相手は、配偶者や親などの親族、友人・知人など身近な人の割合が高く、公的な相談窓口の利用は少ない状況です。しかし、保育園・幼稚園や学校など子どもが通所する施設の先生を相談相手として多くの保護者があげており、保護者の悩みを行政につなぐ身近な相談窓口としての役割は大きいといえます。

■子育てについての悩み（上位10項目）

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

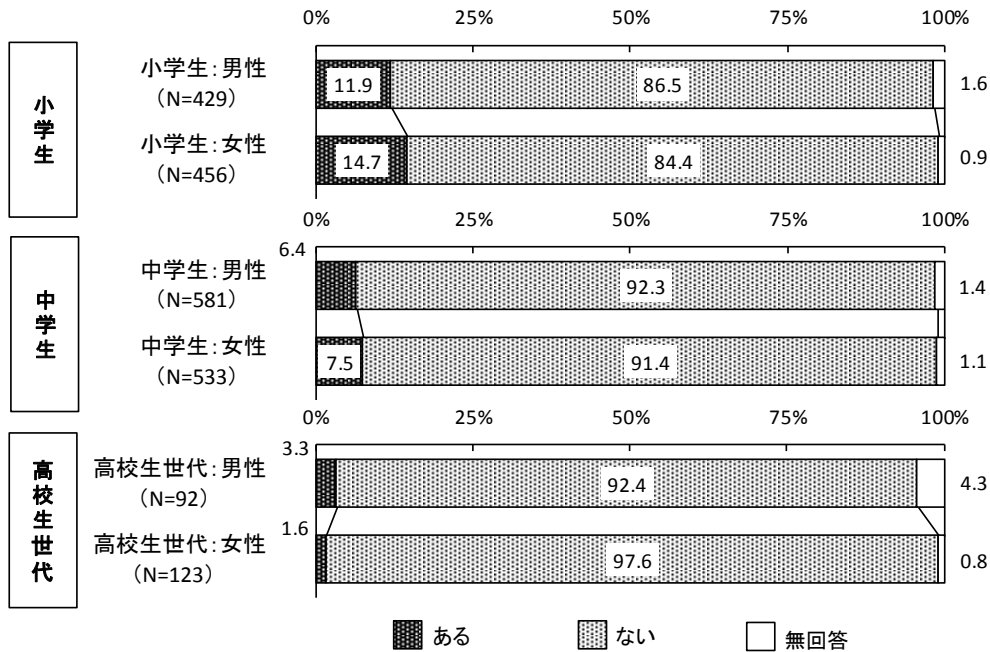


⑦学校生活に対する高い満足度、一方でこぼれ落ちる子どもへのケアの必要性

学校生活の満足度について、小学生でも中学生、高校生世代でもともに、「仲の良い友だちがいる」「信頼できる友だちがいる」といった、友人関係の部分に高い満足感を持っている子どもが多くなっています。全体的には、小学生は7割台から9割台、中学生、高校生世代は5割台から9割台の子どもが学校生活に満足を感じています。

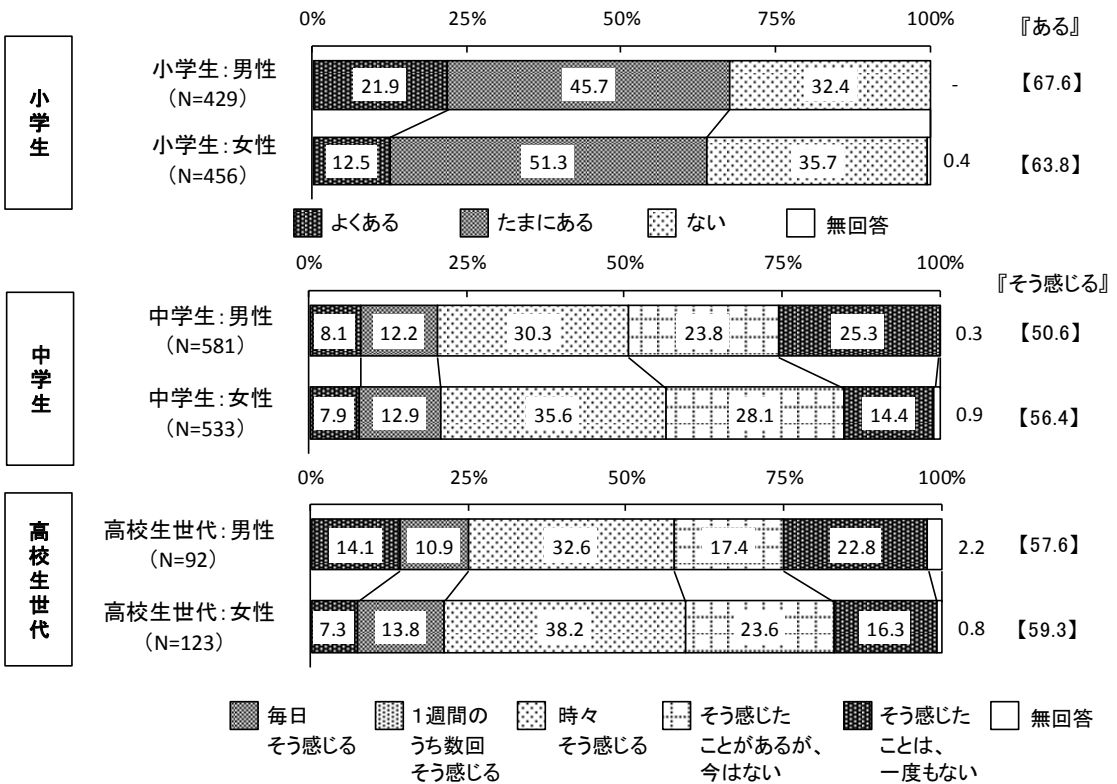
しかし、学校でいじめられた経験の有無をたずねたところ、小学生では1割程度、中学生、高校生世代では1割未満が存在しています。

■仲間外れやいじめられた経験



また、学校に行きたくないと感じることがあるかという設問についても、小学生では『ある』が男女ともに6割台、中学生、高校生世代では『そう感じる』が5割台となっています。

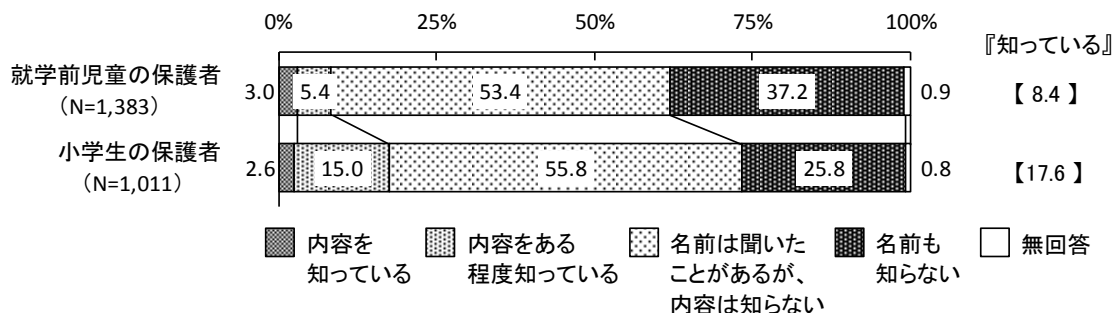
■学校へ行きたくないと感じることの有無



⑧「子どもの権利条例」についての保護者の認知度はまだ低い状況

「子どもの権利条例」について、この条例を内容まで『知っている』は、就学前児童の保護者は8.4%、小学生の保護者は17.6%と認知度は低い状況です。様々な機会をとらえて啓発を行っていく必要があります。

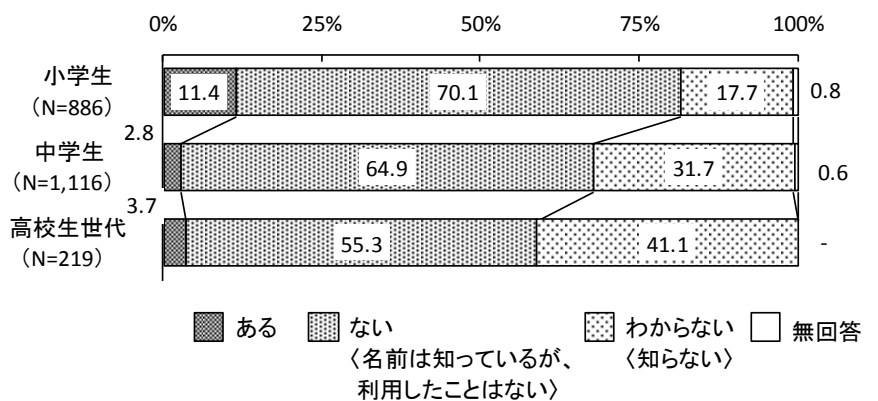
■子どもの権利条例の認知



「子どもの権利相談室（スキッズ）」の利用状況は、小学生で11.4%、中学生、高校生世代ではそれぞれ2.8%、3.7%とわずかです。権利相談室が利用されること自体が即座に良いことだとは言えませんが、必要とする子どもが利用できていない状況があるとも考えられます。

子どもの権利やそれを保障するための仕組みに関する啓発活動とともに、子どもの育ち、子育てにおいても人権が尊重される志免町が求められています。

■子どもの権利相談室（スキッズ）を利用したことがあるか

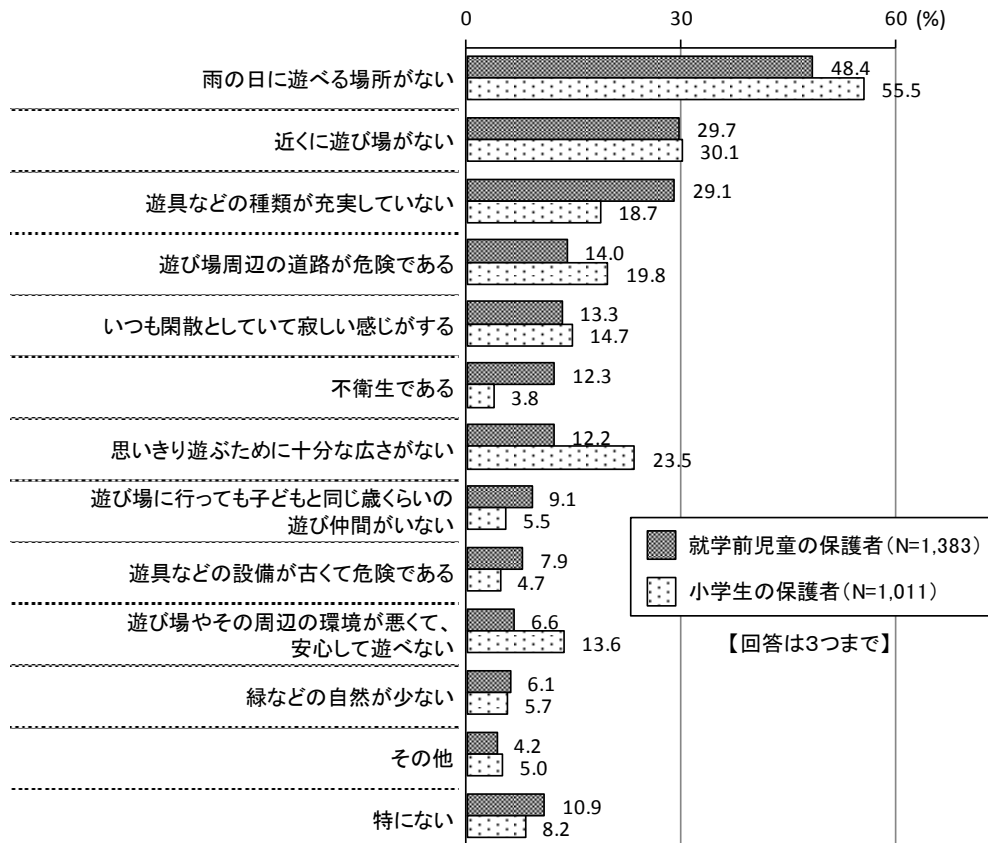


※〈 〉内は中学生、高校生世代の項目

⑨遊び場や子育て環境への要望

遊び場についての要望をみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童の保護者で48.4%、小学生の保護者で55.5%と群を抜いて高く、次いで「近くに遊び場がない」となっています。また、就学前児童の保護者では「遊具などの種類が充実していない」、小学生の保護者では「思いきり遊ぶために十分な広さがない」が続いており、雨天でも遊べることや子どもの足でも行けるような近くにあることなど、さらなる充実が求められています。

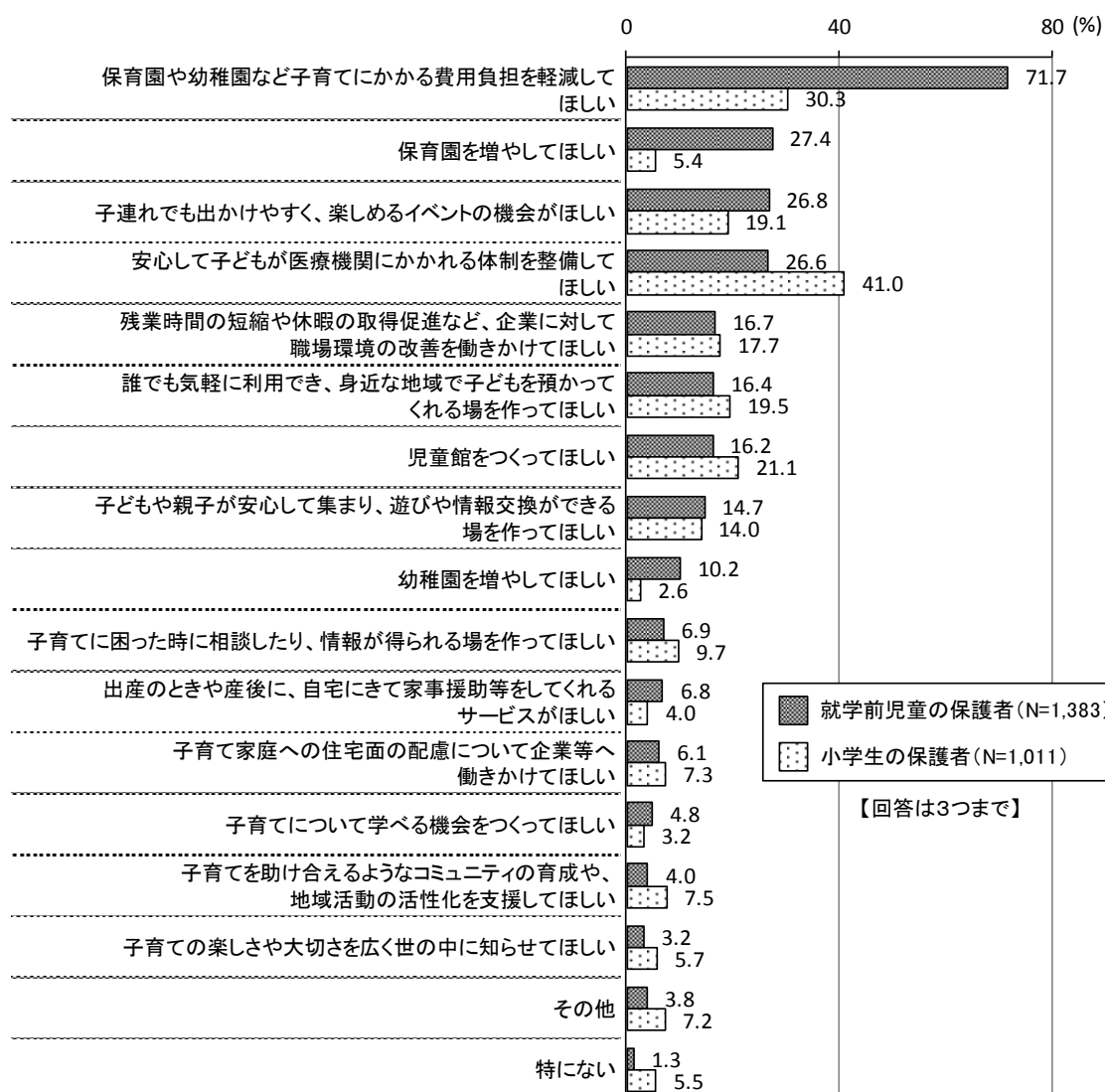
■近くの遊び場について感じる事



志免町や国や県も含めた行政全体に対する要望は、就学前児童の保護者では、「保育園や幼稚園など子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が約7割と圧倒的に高く、次いで「保育園を増やしてほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。小学生の保護者は、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が約4割で1位、次いで「保育園や幼稚園など子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が約3割となっています。

費用負担の軽減や、医療・保育機関のさらなる充実が必要とされており、こうした要望を実現していくことが、子育てのしやすい社会を作ることに直結するため、県や国などとも連携しながら、志免町ならではの支援策を展開していくことが求められています。

■行政への要望



子ども・子育て支援に関するニーズ調査

平成26年1月に志免町に居住する就学前児童(0～5歳)または小学生(小学1～6年)のいる3,500世帯及び小学5～6年生、中学1～3年生および16～18歳の子ども2,800人を対象に郵送法等で実施。就学前児童の保護者では1,383件(回収率69.2%)、小学生の保護者では1,011件(回収率67.4%)、小学生では886件(回収率91.3%)、中高生世代では1,335件(73.0%)の回収がありました。

4 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組みの成果と課題

(1) 次世代育成支援対策後期行動計画の成果と課題

計画全体の成果指標であるアウトカム指標では、子育ての不安感・負担感の軽減は目標に達していませんが、保育サービスの利用のしやすさや地域の子育て満足度等においては目標値を達成しています。特定事業についても、目標値を達成するよう各施策の充実を図り、毎年、進捗状況を把握して公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。また、計画に掲げた全118事業のうち110事業は実施しており、『未実施』は8事業となっています。

① 施策成果（アウトカム）指標

指標名	実績 (平成21年度)	現状 (平成25年度)	目標 (平成26年度)
【保護者】子育てに関して『不安や負担を感じない』割合	就学前児童 30.1% 小学校児童 39.0%	就学前児童 28.6% 小学校児童 33.2%	就学前児童 50% 小学校児童 60%
【保護者】利用日数などが不足している、あるいは利用していないが利用したいと思う保育サービスが「特にない」と思う割合	就学前児童 25.4%	就学前児童 44.2%	就学前児童 30%
【保護者】住んでいる地域の子育て環境に『満足している』割合	就学前児童 55.5% 小学校児童 58.2%	就学前児童 62.5% 小学校児童 64.2%	就学前児童 60% 小学校児童 60%
【子ども】まわりの大人や友だちから『大事にされている』と思う割合	小学生 91.8% 中高生世代 87.6%	小学生 81.6% 中高生世代 84.7%	小学生 95% 中高生世代 90%

資料: 次世代育成支援に関するニーズ調査(平成21年3月)

注) 指標名のなかの『』の項目は上記調査のうち、複数項目を合計した値

② 特定事業における目標事業量

事業名	実績 (平成21年度)	現状 (平成25年度)	目標 (平成26年度)
1 通常保育事業(認可保育園)	3歳未満児 274人/日 3歳以上児 470人/日	3歳未満児 356人/日 3歳以上児 560人/日	3歳未満児 320人/日 3歳以上児 520人/日
2 保育6サービス (認可保育+家庭的保育+預かり保育)	2,141人/年	2,844人/年	2,191人/年
3 特定保育事業	—	20人/定員・1か所	15人/定員・1か所
4 延長保育事業 (18時~20時未満)	1,620人/月・6か所	1,461人/月・7か所	1,720人/月・8か所
5 病児・病後児保育事業	1か所 (病後児対応型)	54日/年・1か所 (病児・病後児対応型)	190日/年・1か所
6 一時預かり事業	5か所(保育所型・ 地域密着型1か所)	6か所(保育所型・ 地域密着型2か所)	6か所(保育所型・ 地域密着型2か所)
7 放課後児童健全育成事業 (小学1年~3年生対象)	320人・4か所	340人・6か所	340人・6か所
8 地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)	1か所	1か所	1か所
9 ファミリー・サポート・センター 事業	1か所	1か所	1か所

注) 通常保育事業、保育6サービス、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業の目標値は、ニーズ調査の結果から、国の示した「地域行動計画の手引き」に従って算出されたニーズ量を踏まえた「最大受入れ可能数(体制)」を示しています。従って、利用料負担などを伴う申し込み状況に鑑みて、目標値を目安に置いた対応策を講じるものです。

③個別事業の成果指標

事業番号	成果指標	実績 (平成 21 年度)	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 26 年度)
2	子どもの権利条例の認知度	就学前児童の保護者 54.9%	就学前児童の保護者 61.8%	就学前児童の保護者 70%
		小学生の保護者 69.9%	小学生の保護者 73.4%	小学生の保護者 80%
		中学生 17%	中学生 30.2%	中学生 50%
13	思春期教育の実施数	中学校全学年	中学校全学年	中学校全学年
16	教育相談室の相談員数	2人	2人	2人
54	子どもの権利相談室の認知度	就学前児童の保護者 23.7%	就学前児童の保護者 43.8%	就学前児童の保護者 50%
		小学生の保護者 58.0%	小学生の保護者 74.0%	小学生の保護者 70%
		中学生 7%	中学生 39.7%	中学生 50%
30	学習支援学級補助員の配置	継続	継続	継続
34	乳幼児健康診査受診率	94.1%	94.1%	100%
38	地域における食に関する 学習会等の実施回数	年 24 回	年 13 回	年 25 回
45	妊婦教室等の開催回数	年7回	年9回	年8回
49	子育てに関する情報提供	パンフレット作成・配布	パンフレット作成・配布	パンフレット作成・配布
54	子どもの権利救済制度の認知度	中学生 20%	中学生 56.7%	中学生 50%
65	父子が参加できる講座の 参加者数	年 12 組	年4組	年 25 組
99	中高生の居場所設置数	1か所	1か所	1か所

第3章

計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援については、何よりもまず、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子ども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばせることが重要です。また、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するものでなければなりません。

そのためには、子育てに直接にかかわる家族が、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備が必要であるとともに、子どもと家族を取り巻く地域社会の支援が必要です。

本計画は、「志免町次世代育成支援対策行動計画」の基本理念を継承するものとし、「子どもと家族の個性と多様性が尊重され、ゆたかな交流と生活体験を通して子ども一人ひとりが伸びる力を培っていく町をつくる」ことを目指して、

伸びる力 育む心を支えるまち

を基本理念とします。

2 計画の基本的視点

本計画を推進するにあたっては、これまでの「志免町次世代育成支援対策行動計画」を踏まえ、以下の3つを基本的視点とします。

基本的視点1 子どもの権利を保障する

「志免町子どもの権利条例」では、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的として定めています。本計画の推進においては、子ども一人ひとりを権利の主体とし、その権利が十分に尊重されるような配慮のもと、施策の推進にあたります。

基本的視点2 子どもと子育て家庭のニーズを最大限に取り入れる

子どもと家族の生活や価値観は多様化しており、施策に求められるものも一様ではありません。多様なニーズに対応するために、住民参加による合意形成のもと、総合的な子ども・子育て支援を、量と質の両面にわたり充実させます。社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援し、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を推進します。

基本的視点3 子ども一人ひとりの個性が発揮される地域社会をつくる

子どもの育成は総合的な町の将来構想の重要な基盤と言えます。子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。家庭や地域社会、企業、行政等が協働して子ども・子育てを支援し、一人ひとりの子どもがそれぞれの個性を発揮することができる地域社会を目指します。

3 計画の基本目標

基本的な視点に立ち、基本理念を具現化していくため、次の4つの目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

目標Ⅰ 子どもの伸びる力を支える

次代を担う子ども一人ひとりが持っている伸びる力を引き出すことができるよう、子どもの健康と福祉が守られ、子どもが安心して育つことのできる町を目指し、子どもの成長と発達を総合的に支援します。交流・体験の機会の提供、児童虐待への対応や、いじめやひきこもり、不登校等の保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

目標Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する

子どもをもちたい人や子どもをもつ保護者や家族が、精神的、身体的、経済的にゆとりをもって出産や子育てをすることができるよう、社会全体での支援に取り組みます。子育てについての相談・医療体制の整備や、子育てに伴う経済的負担の軽減、安心して出産・子育てできる環境の整備等を図ります。

目標Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する

子どもをもちたい人が安心して子どもを生み、育てながら、生きがいややりがいを持って社会生活が送れるよう、家庭生活と就業や地域活動などの両立を可能とするための施策を推進します。就業や再就業についての情報や学習の場を提供し、社会参画を支援します。また教育・保育事業を質・量ともに拡充し、子育てサポート事業の適切な展開を図ります。

目標Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとの認識を基本としつつ、将来の地域社会を担う子どもの育ちを地域全体で支えることができる地域社会づくりを目指します。家庭、学校、地域、企業、行政などが、各々の役割を果たし、相互に協力して子育て支援にあたるよう、住民の積極的な参画を促すとともに、子どもが安心・安全に生活できる環境の整備を進めます。

4 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

伸びる力
育む心
を支える
まち

I

子どもの伸びる
力を支える

①子どもの権利の周知と理解

②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

③次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発

④子どもの健全育成に関する取り組みの充実

⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進

II

安心して子育てが
できるよう子育て
家庭を支援する

①子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実

③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援

④男女がともに子育てに参加することができる環境整備

III

家庭と社会参画の
両立を支援する

①就業に関する情報と学習の場の提供

②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

IV

子どもの視点に
立った地域社会を
つくる

①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進

②子どもの年齢に応じた居場所づくり

③地域全体での子育て支援の充実

④子どもの安全・安心の確保

基本的施策

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実
(2) 子どもの権利相談の充実

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (2) 子どもの体験活動の充実

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充 (2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

(1) 子ども・青少年相談窓口の充実と情報提供 (2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実
(3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

(1) 療育・相談体制の充実 (2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実
(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実 (4) 社会参加、交流活動の推進

(1) 健康診査・予防接種の充実 (2) 医療体制の充実
(3) 安心快適な出産・育児への支援

(1) 情報提供の機会の拡充 (2) 学習機会と内容の充実
(3) 子育てに関する相談体制の充実

(1) 経済的支援事業等の周知 (2) 援助を必要とする家庭への支援

(1) 男性の子育てに関する意識啓発 (2) 企業・事業所への意識啓発

(1) 就業に関する情報と学習の場の提供

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実 (2) 学童保育の充実
(3) 乳幼児一時預かり等の実施

(1) 地域での子育て支援活動の充実 (2) 子ども会育成会への支援

(1) 子どもの居場所づくり (2) 保育園、小・中学校の地域開放
(3) 町民図書館等の充実

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加
(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

(1) 子どもの安全を確保するための環境整備 (2) 子どもの安全を確保するための活動の推進
(3) 被害にあった子どもの保護の推進

5 計画の推進に向けた重点的取り組み

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定審議会では、志免町次世代育成支援後期行動計画の実施状況を点検して評価するとともに、これからの子ども・子育て支援を総合的・体系的に推進するためのより効果的な施策について議論を重ねてきました。その結果、本計画において特に重点的に取り組むべき課題を次のように定めます。

(1) 子どもの権利の周知と理解

志免町では平成19年に「志免町子どもの権利条例」が施行されましたが、条例の内容が家庭や地域、学校などで十分周知されているとはいえない状況です。子どもの権利を保障することは、子ども・子育て支援の基本です。子どもが権利の主体として認められている社会においては、子どもは他者の存在を尊重し、自他の権利を保障するために支援を求める力や社会の一員としての規範意識を育むことができます。

継続的に子どもの権利の周知と理解の促進に努め、子ども・子育て支援を充実させます。

《該当事業》

- ◆子どもの権利条例に基づく行動計画の推進
- ◆子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進
- ◆障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発
- ◆学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
- ◆子どもの権利相談体制の充実
- ◆関係機関と連携したきめ細かな支援の実施
- ◆メディアリテラシー教育の充実
- ◆学校教育における男女平等教育の推進
- ◆家族や育児について学ぶ機会の拡充

(2) 教育・保育事業や学童保育の充実

本計画では、社会・経済情勢の変化に伴い多様化する家族の形やライフスタイルに対応した実効性の高い子育て支援を目指しています。共働き家庭やひとり親家庭が増加しており、就労する保護者と子どもへの教育・保育事業の拡充が求められています。保護者が育児に専念できる場合でも、育児の不安や負担の解消のために、子育てに関する情報提供と相談体制の充実や一時預かり等の支援が必要とされています。

子ども・子育て支援法では、何よりも子どもの最善の利益が尊重されるとしています。その上で家庭の状況、障がいの有無など個別の実情に合わせて、すべての子どもが安心して過ごすことができる支援体制の整備と充実が求められています。そのため、教育・保育事業および学童保育事業は、単なる量の拡大にとどまらず、さらなる質の向上を図

り、より一層充実していきます。さらに、子育て支援センターを志免町総合福祉施設「シーメイト」内に設置し、子育て中の親同士の交流や体験・学習の場の提供や子育て等について気軽に相談できる場の提供等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。

《該当事業》

- ◆施設型教育・保育事業の充実
- ◆地域型保育事業の充実
- ◆障がい児保育の充実
- ◆幼児期の教育・保育の質の向上
- ◆幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保
- ◆学童保育の充実
- ◆学童保育における障がいのある子どもの受け入れ
- ◆子育て支援に関する情報提供の拡充
- ◆乳幼児一時預かり保育の充実
- ◆子育て支援センターの設置
- ◆子育てサポート事業の充実（ファミリー・サポート・センター）

（3）子どもの年齢に応じた居場所づくり

本来、子どもは成長過程において失敗を含めた様々な実体験から多くのことを学ぶものです。思春期を迎えると、家族よりも同世代の友人や保護者以外の大人との交流を求めたり、自分自身に向き合う一人で過ごす時間を大切にしたりすることも多くなります。しかし、現在、子どもたちにもスマートフォンの普及は進み、インターネット上だけの人間関係やゲームなど仮想化された世界で過ごす時間が長くなっています。子どもののびやかな育ちを支えるために、子どもが、保護者以外の大人も含めた緩やかな見守りの中で、自分の意思でチャレンジしたり、息抜きできたりする場の整備や機会の提供を図ります。

《該当事業》

- ◆子ども会育成会における交流促進
- ◆子ども会育成会の自主的活動の支援
- ◆障がい者と児童の日常的な交流の促進
- ◆配慮を必要とする子どもへの地域での活動支援
- ◆地域住民の子育て参加の拡大
- ◆子どもの遊び場の充実
- ◆子どもが利用しやすい町民図書館等の充実
- ◆図書館ボランティアの育成
- ◆子どもが自由に遊べる場（プレーパーク）（新）
- ◆子どもの遊びを支える大人を増やす（新）

第4章 実施計画

基本目標 I

子どもの伸びる力を支える

- ①子どもの権利の周知と理解
- ②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実
- ③次世代を含む若い世代へ、子どもを
生み育てることの意識啓発
- ④子どもの健全育成に関する取り組みの充実
- ⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進

① 子どもの権利の周知と理解

平成 19 年 4 月、志免町では“子どもを成長過程にある人として認め、支え、さらに子どもを見る視線や子どもの理解のしかた、興味を持って関わる姿をイメージして”作成された「志免町子どもの権利条例」を施行しました。

平成 25 年度調査によると、子どもの権利条例の認知度は、保護者、中学生、高校生世代で過半数となっていますが、小学生では約 4 割とやや低くなっています。また、内容を知っている人はいずれの年代でも 1 割弱から 2 割弱程度となっており、条例の内容が十分に周知されてない状況です。

今後は、「子どもの権利条例」第 16 条第 1 項に基づく行動計画を作成し、子どもの権利を守るまちづくりを推進します。また、子どもの権利についての正しい理解を広めるため、ホームページや広報への掲載をはじめ、パンフレットの配布等を行い、意識啓発の取り組みを進めます。また、「子どもの権利相談室」において、子どもや保護者からの相談に迅速できめ細かな対応を図ります。

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	「志免町子どもの権利条例」に基づく行動計画を策定し、子どもの権利相談室、子どもの居場所づくり等を推進していきます。	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	広報やホームページへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を行い、子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組みを進めます。	子育て支援課

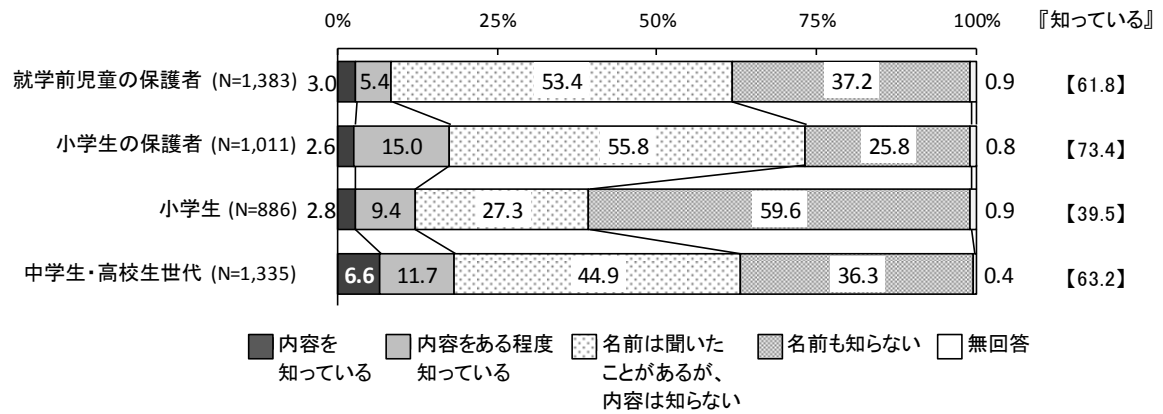
(2) 子どもの権利相談の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施	心の教室や教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、母と子の心の相談、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 地域交流課 健康課 福祉課 総務課

【参考データ】

■ 「子どもの権利条例」の認知

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生、中学生・高校生世代)



② 子どもの生きる力の育成に向けた 取り組みの充実

志免町では「誰もが輝く 住みよいまち」の実現に向けて、教育においては「未来の担い手と共に育つ」ことを基本目標におき、社会の変化に主体的に対応しながら、自らの生き方を創り出していく町民の育成を目指しています。そのため、「人間性」「創造性」「社会性」「国際性」を育成することを基本目標とし、年度ごとの主要施策を定め、志免町小・中学校及び関係機関・団体と連携し、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実な施策の推進に努めています。

平成 25 年度調査によると、携帯電話やスマートフォンの所持率は、中学生で 8 割弱、高校生世代ではほぼ 100% となっています。また、小学生で平日に携帯電話を使う時間が「なし」とする回答が前回より約 20 ポイント減少するなど、携帯電話等の利用が広がっています。また、平成 24 年度に実施した「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」によると、「男の子も女の子も経済的に自立できるように育てる」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯などの技術を身につけさせる」に「賛成」と回答する割合が前回より大幅に増加しています。

小・中学校においては、総合的な学習の時間等を活用し、多様な体験活動を通じた豊かな人間性を育む教育を進めます。また、子どもたちがメディアと適切に接する力を養成するメディアリテラシーに関する学習を推進します。さらに、子どもの主体的な進路選択が性別の違いによって妨げられないよう、また、子どもが学校において指導を受ける際に、性別に関わりなく能力を生かせるように配慮するとともに、家族や育児、食に関して学ぶ機会を充実します。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
5	総合学習における子どもの福祉・職場体験等の充実	小・中学校で、総合的な学習の時間等の中で、福祉体験活動や職場体験活動を実施し、子どもの多様な体験活動を充実します。	学校教育課
6	メディアリテラシー教育の充実	小・中学校における道徳や学級活動で、情報モラルに関する指導内容を年間カリキュラムに位置づけてメディアの情報を読み解く力の学習指導に取り組みます。	学校教育課
7	学校教育における男女平等教育の推進	人権教育の視点に立ち、道徳・学級活動で男女共同参画の大切さ等について学習指導します。また、社会科の歴史や公民で基本的人権について指導します。	学校教育課

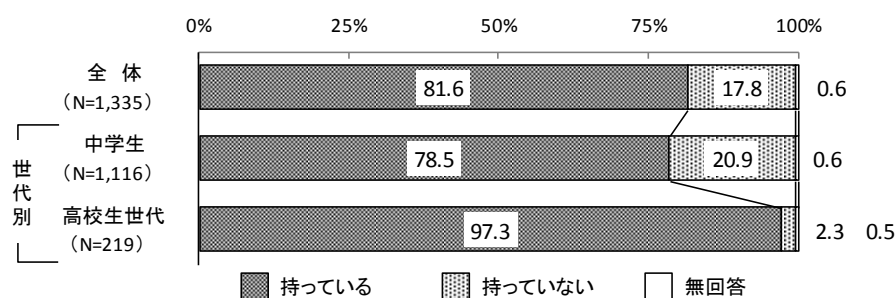
事業番号	事業名	内容	担当課
8	家族や育児について学ぶ機会の拡充	小・中学校における道徳や家庭科で家族のあり方、家族の役割や仕事について学習指導します。また、生活科では家族の役割と手伝いについて体験的に学ぶよう指導します。	学校教育課
9	学校教育における食に関する学習機会の充実	家庭科や総合的な学習で食育に関する学習指導等、学習機会の充実を図ります。また、日常的に学校栄養士が食に関する指導を行います。	学校教育課 健康課

(2) 子どもの体験活動の充実

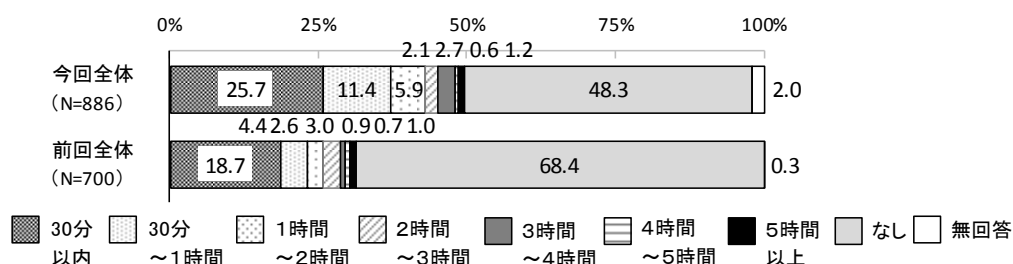
事業番号	事業名	内容	担当課
10	休日や長期休暇における子どもの異年齢交流の促進	生涯学習の一環として、子どもたちが地域の中でさまざまなことを学び体験できるよう、ジュニア講座等の事業を充実します。	社会教育課 地域交流課
11	異文化交流事業の実施	子どもたちに異文化に触れる機会を提供するため、町内在住の外国人等の協力を得ながら、交流の機会を提供していきます。	地域交流課
12	学校施設等を活用した子どもの活動支援	学校の余裕教室や校庭等を活用し、多様な活動・体験ができるような支援を図ります。また、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室の整備を検討します。	子育て支援課 社会教育課

【参考データ】

■携帯電話等の所持（中学生・高校生世代）



■携帯電話等の使用時間（小学生）



③ 次世代を含む若い世代へ、 子どもを生み育てることの意識啓発

思春期という時期は、健全な社会人として成長し、将来、親となるための準備段階として非常に重要な時期にあたります。「性教育」は、本来、「命」の尊さや大切さを理解し、男女の人間関係や、人間の生き方を学習するものであり、次世代の親となるための心身の成長を期して行われることが大切です。

平成 25 年度調査によると、自分の健康の状況について中学生・高校生世代では『健康』とする割合が前回よりやや増加したものの、小学生で「つかれがち」が 24.2%と前回の 17.0%より増加しています。また、小さい子どもの世話をする経験として、保育園や幼稚園に行って世話をしたり遊んだりしたことがあるという中学生が前回調査に比べて減少しています。

学級活動や道徳、保健の時間などを利用し、専門家や関係機関の協力を得ながら思春期教育における心と体の教育の拡充を図ります。また、学校での職場体験学習やボランティア活動等を通して乳幼児とふれあい交流する機会を提供し、次代の親となる意識の醸成に努めます。

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充

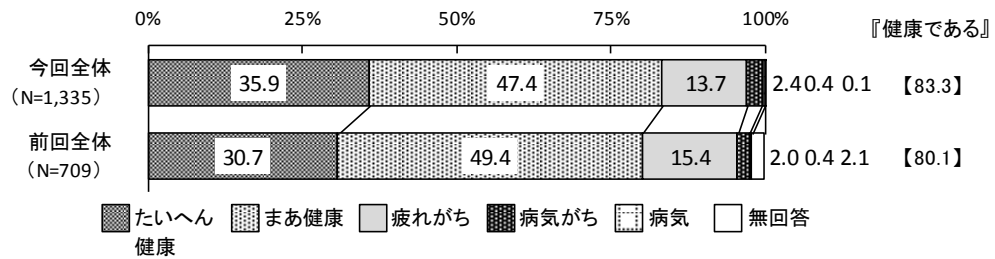
事業番号	事業名	内容	担当課
13	思春期教育の充実	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等と連携して教育を行います。	学校教育課 健康課
14	健康教育の充実	小・中学校の保健の時間や特別活動での学習を中心に、薬物や喫煙、飲酒等についての正しい知識の習得に向けた教育を計画的に実施します。	学校教育課

(2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

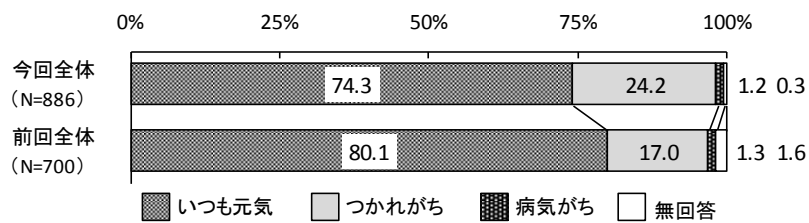
事業番号	事業名	内容	担当課
15	中・高校生が子どもとふれあう機会の提供	職場体験や保育園・幼稚園等との交流を通し、中・高校生が子どもとふれあう機会を提供します。	学校教育課 子育て支援課

【参考データ】

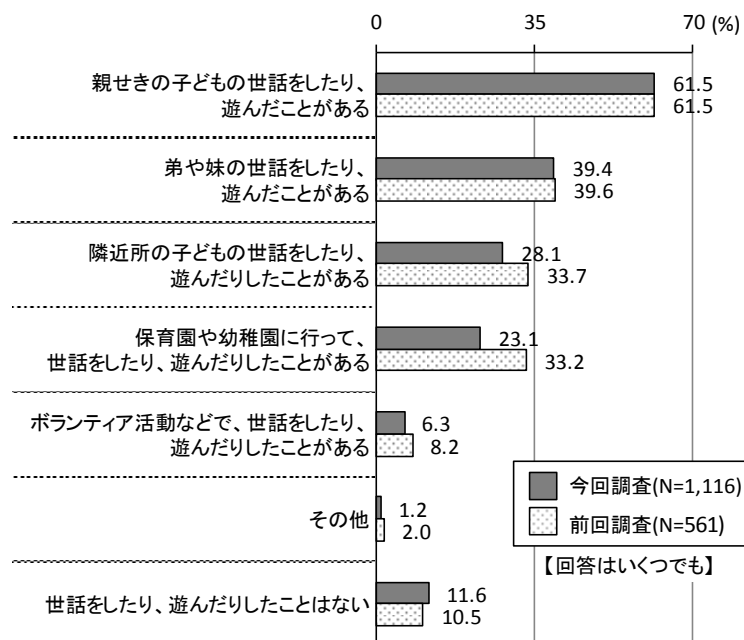
■健康の状況（中学生・高校生世代）



■健康の状況（小学生）



■子どもの世話をしたり遊んだりすること（中学生）



④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実

現在、いじめや不登校等、子どもをめぐるさまざまな問題が顕在化しています。

平成 25 年度調査によると、「学校へ行きたくない」と感じる割合は、小学生で 17.0%、中・高校生では、1 週間のうちに毎日あるいは数回程度そのように感じる人が 20.8%となっています。また、いじめられた経験がある人は小学生で 13.3%、中学生で 6.9%、高校生世代で 2.3%おり、中学生でやや数値が改善したものの、志免町においても子どもをめぐるさまざまな問題に対する取り組みは重要な課題であるといえます。

まずは、子どもが一人で問題を抱え込まないよう、教育相談室等の相談窓口の情報提供や機能の充実を図るとともに、子どもへの周知に努めます。また、ひきこもりや不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや相談員の派遣により対応を充実していきます。その際、子どもの立場に立つことを第一とし、関係機関、団体への働きかけに努めます。

非行等の問題を抱える子どもや家庭に対しては、地域ぐるみでの取り組みも必要です。学校間及び関係機関との連携を強化し、また、志免町保護司会や志免町青少年問題協議会、民生・児童委員などによる子ども自身および保護者への支援を進めます。

(1) 子ども・青少年相談窓口の充実と情報提供

事業番号	事業名	内容	担当課
16	教育相談機能の充実	教育相談室において、来室相談、電話相談、訪問相談を随時受け付けます。	学校教育課
17	子どもへの情報提供の拡充	ホームページや広報の活用、パンフレット等を作成し、子どものための相談窓口についての情報を子どもに周知します。また、周知方法について検証を行い、その結果に基づいた改善を進めます。	子育て支援課 学校教育課

(2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実

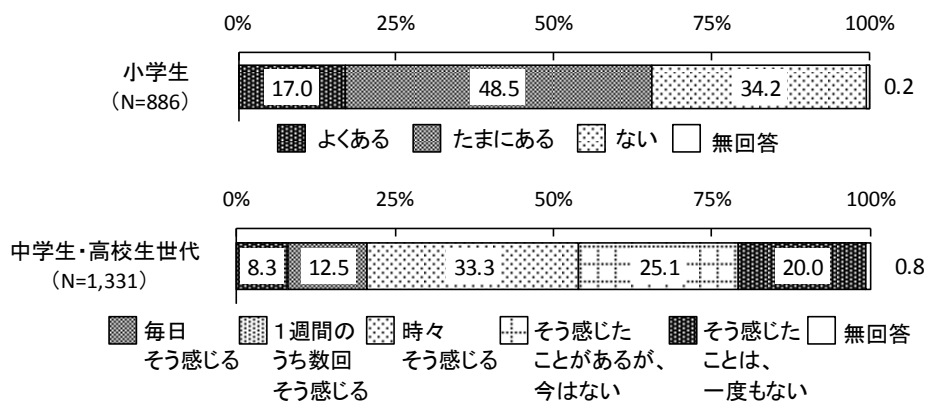
事業番号	事業名	内容	担当課
18	ひきこもり及び不登校への対応	各中学校の「心の教室」へ相談員を派遣し、適応指導教室ではNPO法人との連携により不登校の生徒への学習支援、心的支援を行います。また、ヤングサポーターを家庭、学校、リリーフへ派遣する等、対応の充実を図ります。	学校教育課
19	子どもの視点に立った関係機関の連携強化	町教育相談室のスクールソーシャルワーカーが子どもの最善の利益を考慮しつつ、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図ります。	学校教育課

(3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

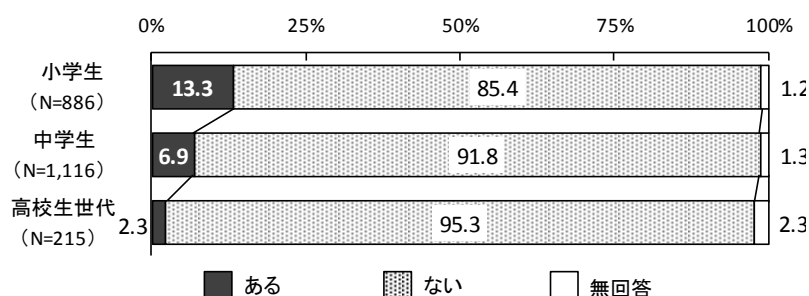
事業番号	事業名	内容	担当課
20	学校における関係機関の連携による支援体制づくり	町内全学校と教育相談員・スクールソーシャルワーカー・指導主事が参加する生徒指導委員会を開催し、小・中学校間の連携を図ります。また必要に応じて関係各機関との連携を図ります。	学校教育課
21	子どもの立ち直り、保護者の子育て支援における関係機関の連携の充実	志免町保護司会や志免町更生保護女性会、志免町青少年問題協議会等で情報交換を行い、子ども自身および保護者への支援を充実します。	福祉課 社会教育課

【参考データ】

■学校に行きたくないと感じること（小学生、中学生・高校生世代）



■いじめられたこと（小学生、中学生・高校生世代）



⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

障がいや発達に遅れがみられる子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの多様なニーズに応じた乳幼児期からの一貫した相談体制の充実が求められています。障がいの早期発見と療育を充実して、障がいのある子どもの発達を支援していく取り組みが重要です。また、障がいのある子どもにとって、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」の育成は大きな課題の一つです。

また、子どもの権利として大切だと思うこととして、保護者、小学生、中学生・高校生世代のいずれにおいても、5割から6割台の人が「障がいのある子どもが差別されないうで、みんなと一緒に暮らせること」と回答しています。

障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが互いを認め合い、可能性や能力を發揮できるよう、障がいに関する正しい理解を深めてもらうため、町民に向けた意識啓発を進めます。また、母と子の心の相談事業等をはじめ、療育に関する相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子の早期発見および支援に努めます。

保育園や幼稚園、小・中学校での障がいのある子どもの受け入れを充実していくため、関係機関と連携した早期発育支援や発達段階に応じた特別支援教育を進めます。また、福祉創造塾「ふれあいの部屋」をはじめ、町内のボランティア団体等との連携を図り、障がいの有無にかかわらず、子ども同士が日常的に交流を図れるよう取り組みを進めていきます。

(1) 療育・相談体制の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
22	療育に関する相談体制の充実	こども発達センターの専門員が、障がいのある子どもや保護者に対して適切なアドバイスを行います。また、保育園・幼稚園・学校での状況を把握し、保護者への精神的支援の充実を図ります。	福祉課
23	療育における関係機関の連携強化	診断から早期発見、リハビリテーション、社会的自立にいたる一貫した取り組みを進めるため、医療機関や障がい者施設等の関係機関との連携を図ります。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康課

(2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
24	障がいのある子どもへの早期発見、早期発育支援	発達に関する個別相談や子育て教室で経過を見ていくことで、障がいのある子どもの早期発見と早期発育支援を行います。また、こども発達センターの専門員が保育園等を訪問し、子どもやスタッフへの支援を行います。	健康課 福祉課
25	障がいに関する保育園、幼稚園等の情報交換の促進	発達障がいへの理解を深めるため、障がい児保育指導員を配置し、保育園や幼稚園等を巡回し、担任・スタッフ等と情報交換や意見交換をして子どもと保護者への支援体制の充実を図ります。また、保育士等に学習の機会を提供します。	子育て支援課 福祉課
26	障がい児保育の充実	保育園、幼稚園における障がい児保育の充実を図り、統合保育のなかで共に歩む力が身につくよう努めます。	子育て支援課

(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
27	発達段階に応じた教育の充実	全小・中学校に特別支援学級を、南小・西小・東中に通級教室を設置しています。また、特別支援学級には、必要に応じて学級補助員を配置します。計画的に発達段階等による個々のニーズに応じた指導を行うよう努めます。	学校教育課
28	通常学級における対応の充実	通常学級で配慮の必要な児童生徒に対して学校全体で対応するため、特別支援教育コーディネーターが研修を行い、また障がい児指導教育支援学級補助員を配置して充実を図ります。	学校教育課
29	学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進	各学校において、人権教育推進計画に沿った教育を実施します。南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」での日常的な交流をはじめ、児童と障がい者の交流の機会を設けます。	学校教育課
30	学童保育における障がいのある子どもの受け入れ	特別支援学級や療育機関と連携をとり、受け入れ体制を整備します。加配指導員を配置し、安心して安全な保育ができる環境整備に努めます。	子育て支援課

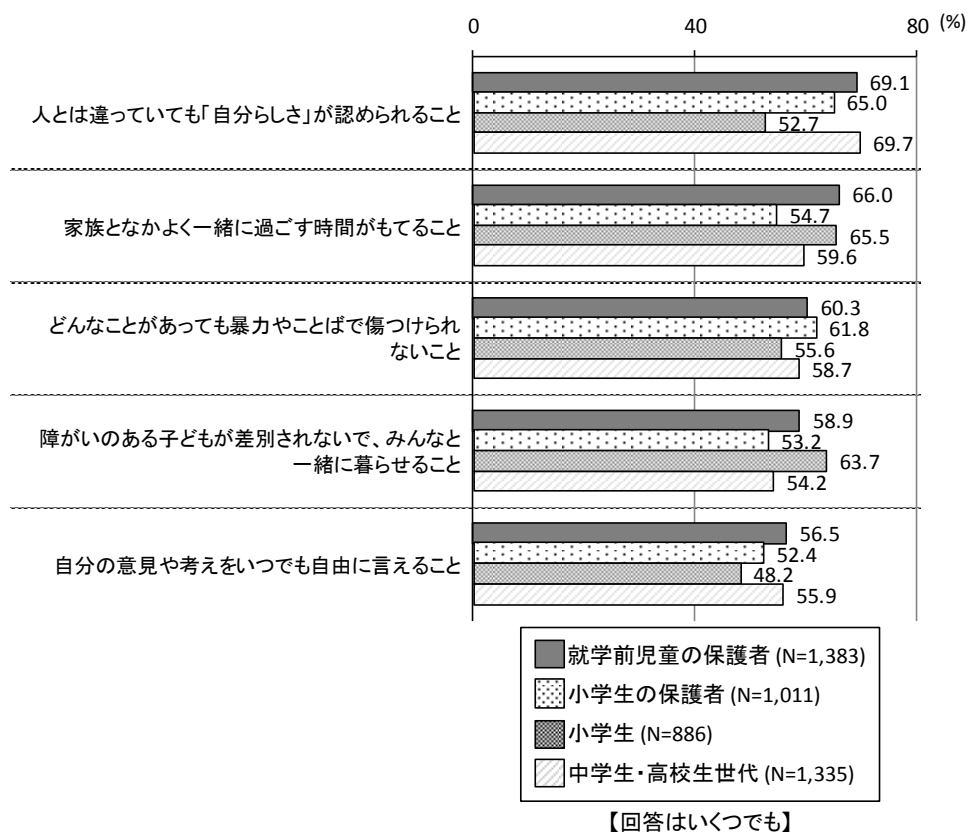
(4) 社会参加、交流活動の推進

事業番号	事業名	内容	担当課
31	障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発	町民に向けた障がいに関する正しい理解を広めるため障がい者週間をはじめあらゆる機会をとらえ意識啓発を進めます。また、授産施設の製品展示を実施します。	福祉課
32	障がい者と児童の日常的な交流の促進	南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」への児童の訪問や手伝い、また運動会、遠足、集会、終業式等の学校行事への障がい者の参加など、児童と障がい者との日常的な交流を促進します。	福祉課 学校教育課
33	配慮を必要とする子どもの地域での活動支援	障がいや慢性疾患等を持った子ども、ケアを要する子どもが地域の中でさまざまな活動に参加し、生活体験ができるような支援を図ります。	福祉課

【参考データ】

■子どもの権利として大切だと思うこと<<就学前児童の保護者の上位5項目>>

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生、中学生・高校生世代)



基本目標 II

安心して子育てができるよう 子育て家庭を支援する

- ①子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実
- ②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- ③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援
- ④男女がともに子育てに参加することができる環境整備

① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

子どもを育てる家庭が心安らかに子どもと向き合うためには、子どもの健康が維持できる環境、病気やけがの時に適切に対応できる環境、発達に障がいがある場合に早期に療育に取り組める環境などが保障される必要があります。

平成 25 年度調査によると、就学前児童の保護者の悩みとして「子どもの病気や発育・発達に関すること」が 2 番目に、「子どもの食事や栄養に関すること」が 3 番目に高くなっており、特に子どもの年齢が低いほど、子どもの健康や栄養に関する不安を抱えています。

乳幼児健康診査時に保護者の相談に対応する等、乳幼児の健康診査の充実に努めます。また、健康診査を受けていない家庭に対しては、保育士等が訪問するなどして各家庭の実情にそった支援を行っていきます。

健康診査の結果、発達について対応が必要な場合は適切な機関と連携し、保護者とともに早期に療育に取り組むよう努めます。また、子どもの健康維持の観点から予防接種についての情報提供を充実させます。小児救急医療については広域での各医療機関の連携を維持していきます。

マタニティ教室等、妊産婦やパートナーへの学習機会を提供するとともに、乳児家庭全戸訪問に加え、未熟児・低出生体重児等への訪問支援を実施するなど、安心して快適な出産・育児への支援に努めます。

(1) 健康診査・予防接種の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
34	乳幼児健康診査、相談の充実	乳幼児健康診査、相談の充実に努めるとともに、未受診者等、特に対応が必要な親子に対しては訪問指導等により保健指導を拡充します。	健康課
35	健康診査後のフォロー体制の充実	関係機関との連携を図り、心理相談や教室での経過観察等健康診査後のフォロー体制をより充実して、早期治療や指導に努めます。	健康課
36	予防接種に関する正しい理解の促進	予防接種の必要性和安全性の周知を健康診査、育児相談の場や広報、ホームページ等を活用して行います。	健康課

(2) 医療体制の充実

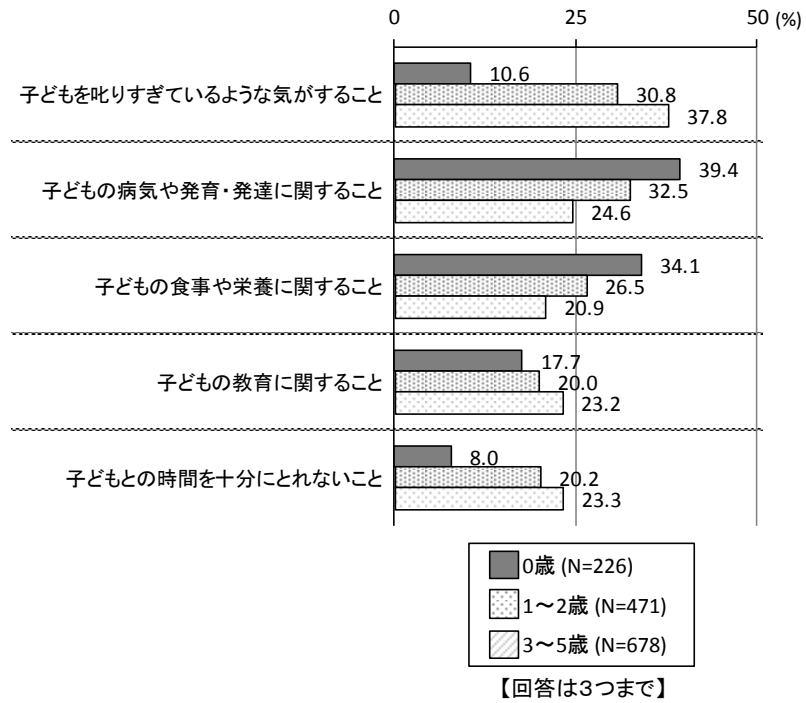
事業番号	事業名	内容	担当課
37	広域での地域医療体制の維持	医師会や消防署等関係機関の連携により迅速な対応ができるよう、糟屋地区での在宅当番医や夜間休日の二次救急医療等の医療体制を継続していきます。	健康課
38	乳幼児・子ども医療費助成の継続	乳幼児と児童の医療費自己負担軽減のために、就学前児童は入院・通院を、小学生では入院について助成しています。今後も助成制度の維持に努めます。	住民課

(3) 安心快適な出産・育児への支援

事業番号	事業名	内容	担当課
39	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子手帳交付、訪問、健診時での個別相談やマタニティ教室等を活用し、情報提供の場の強化や子育てに向けた仲間作りの支援に努めます。	健康課
40	妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実	マタニティ栄養教室等、食に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。	健康課
41	妊婦健康診査	妊婦健診受診の補助を行い、経済的負担を軽くして、妊娠中の異常を早期に発見し安心して出産に臨めるよう支援します。また、関係機関と連携し適切な支援に努めます。	健康課
42	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を行い、親子の状況を把握し、子育て支援情報の提供とともに適切なアドバイスの提供に努めます。	健康課
43	養育支援訪問	継続して訪問指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対し、保健師・助産師・保育士が訪問し、養育に関する指導と助言を行い、家庭での適切な養育を支援します。	健康課
44	妊婦・未熟児等育児支援訪問	支援が必要な妊婦及び未熟児・低出生体重児を持った産婦等に対して、早期からの訪問を継続的に行うことで不安の軽減を図ります。また親同士の交流の場を設け、子どもの状態を肯定的に受け入れながら子育てできるように支援します。	健康課
45	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援します。	子育て支援課

【参考データ】

■子育てに関する悩み《上位5項目》（就学前児童の保護者）



② 家庭への子育てに関する情報提供と 相談体制の充実

現在、核家族化の進行により、子どもとふれあう機会があまりないまま親になる人が増えている状況がみられます。平成 25 年度調査によると、志免町における子育て世代は核家族世帯が大半を占めており、また、祖父母が近くに居住している割合もそれほど高くありません。そのため、子育てに関する情報や支援を得られる親族が身近にいない家庭も多いものと思われまます。

また、子育ての不安や負担を感じる人が、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに6割程度を占めており、子育ての精神的負担や不安を緩和、軽減することが重要な課題となっています。親が子どもとしっかりと向き合いながら適切に対応するためには、子育てに関する情報を得やすくする提供の工夫や、子どもの育ちについての実践的な学習機会の提供とともに、いつでもどんなことでも気軽に相談できる窓口があることが重要です。

志免町では、里帰り出産や出産後まもなく転入した場合でも、子育てに関する情報が伝わるように関係各機関と連携を図っています。また、掲示板や回覧板、インターネットの活用など多様な情報提供の手段を用意し、地域の公民館を利用して親同士が情報を交換できる場を提供しています。今後も、これらの取り組みを拡充するとともに、志免町総合福祉施設「シーメイト」内に子育て支援センターを設置し、子育て家庭が孤立することなく、適切な情報が得られるよう支援していきます。また、子育て講座等の実施に際しては、利用者のニーズに合ったものとなるよう配慮するとともに、父親や親子での参加もしやすいような内容を検討します。

相談体制としては、気軽に相談できる窓口としての「子育てほっとライン」の設置をはじめ、虐待防止ネットワークや子どもの権利相談室、子どもの権利救済員制度により、問題解決まで支援する体制を充実します。

(1) 情報提供の機会の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
46	子育て支援に関する情報提供の拡充	母子手帳交付時等に相談や健康診査の情報を記載したリーフレット等を活用し、保護者への情報提供を行います。また、里帰り出産や転入時等のさまざまな機会にも、子育て情報を提供するよう取り組みを進めます。	健康課 子育て支援課
47	多様な手段を活用した情報提供の拡充	広報や子育てパンフレット、町内回覧板、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進めます。また、町民による子育て情報の発信に対して支援を行います。	子育て支援課 健康課

事業番号	事業名	内 容	担当課
48	子育て支援センターの設置	志免町総合福祉施設「シーメイト」内に子育て支援センターを設置し、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課

(2) 学習機会と内容の充実

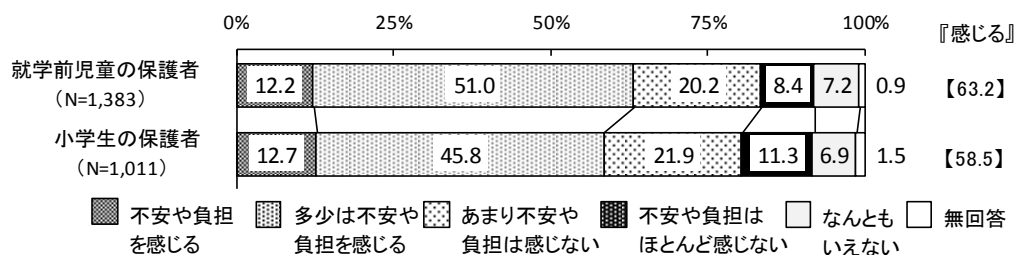
事業番号	事業名	内 容	担当課
49	利用者の視点に立った子育てに関する講座の内容の充実	子育て講座の種類や内容については参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。	子育て支援課
50	栄養に関する学習機会の提供	「食育講座」の中で、乳幼児の保護者に対し、食に関する子育ての悩みや調理に対する苦手意識の解消、子育てする親の食生活の見直しの機会を提供します。また、乳幼児健診や子育て相談の機会を活用した親子の栄養に関する情報提供を図ります。	健康課
51	地域における食に関する学習機会の充実	食生活改善推進会の地域教室をはじめ、より多くの人に参加できるように身近な公民館、集会所等で学習会等を開催し、学習機会の充実を図るとともに、子育て中の親子が気軽に参加できるよう工夫します。	健康課

(3) 子育てに関する相談体制の充実

事業番号	事業名	内 容	担当課
52	子育てほっとライン等による相談の充実	子育て中の保護者の悩みや相談に応じる子育て相談を実施し、電話や面談での相談の充実を図ります。	子育て支援課
53	相談者への支援体制の充実	必要関係機関で情報を共有し、相談者に対して継続的な指導、援助等を行い、問題解決まで支援する体制を充実します。	子育て支援課 学校教育課 健康課

【参考データ】

■子育ての不安や負担（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



③ 援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援

近年、母親か父親どちらかだけというひとり親家庭が増加しています。子育てしながらの就労などで経済的負担や精神的負担がより大きくなる状況にあるなかで、ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援するために、子育てや生活の支援、就業支援や経済的支援が必要となっています。

平成25年度調査によると、就学前児童の保護者で「ひとり親家庭」の割合は5.7%、小学生の保護者では12.9%となっており、子どもの年齢が高くなるほど、ひとり親家庭が増加している現状があります。また、就学前児童の保護者で子育て支援として「子育てにかかる費用負担の軽減」を求める人は71.7%と最も高くなっており、経済的な負担の軽減が求められています。

子育てに関して日常悩んでいることとして、「子どもを叱りすぎている」と感じている人は就学前児童の保護者で30.9%、小学生の保護者では26.3%となっており、ともに上位にあがっています。特に、父親の育児が不足しているとする人で叱りすぎではという悩みを抱えている傾向がみられ、子育ての孤立化が懸念されます。

子育て家庭などの経済的負担を軽減させるために、国の制度である児童手当や児童扶養手当の周知を行い、医療費については、就学前児童の入院費・通院費、小学生までの入院費の軽減は今後も継続していきます。また、ひとり親家庭に対しては、一時的に生活援助が必要な際に生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する事業の周知を図り、負担の軽減に努めます。

虐待を防止するために、援助を必要とする家庭に対しては関係各機関と連携し、支援していきます。

(1) 経済的支援事業等の周知

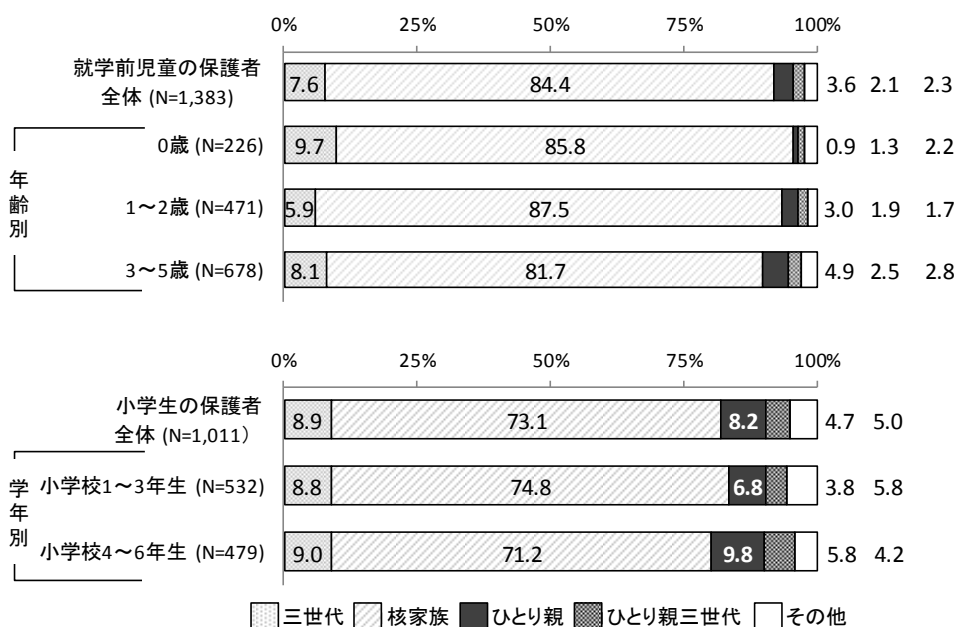
事業番号	事業名	内容	担当課
54	児童手当等の周知	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等については、ホームページ、広報等を通じて制度の周知徹底を行います。	子育て支援課

(2) 援助を必要とする家庭への支援

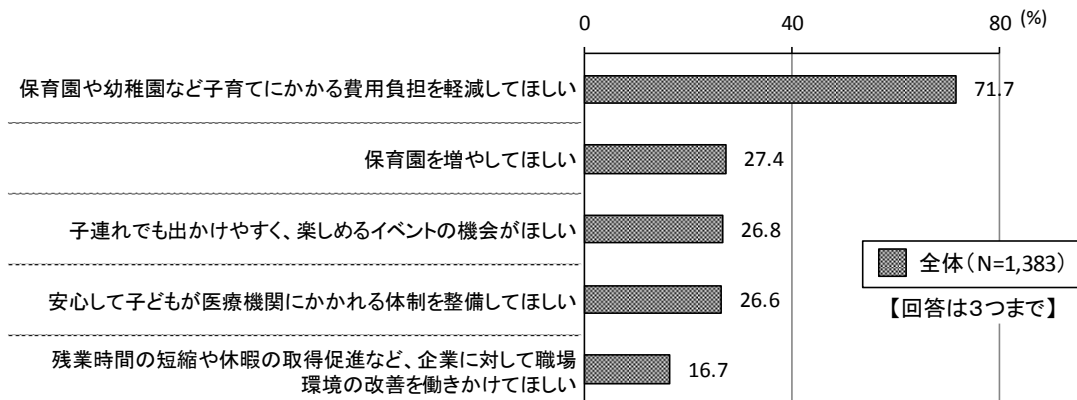
事業番号	事業名	内容	担当課
55	虐待防止等への対応に向けた関係機関の連携強化	虐待、養育困難等に対応して迅速で適切な保護・指導を図るため、保育機関、教育機関、保健医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。また、月1回の関係各課による実務者会議や年2回の志免町虐待等防止ネットワーク会議を実施し、情報の共有を行いながら早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 地域交流課
56	虐待・養育困難についての情報提供の充実	虐待・養育困難に対応する相談機関について、カードを配布して情報提供を行います。また、通報の義務や虐待としつけの違い等については広報やホームページに掲載し町民への理解を図ります。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課
57	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を図ります。	子育て支援課

【参考データ】

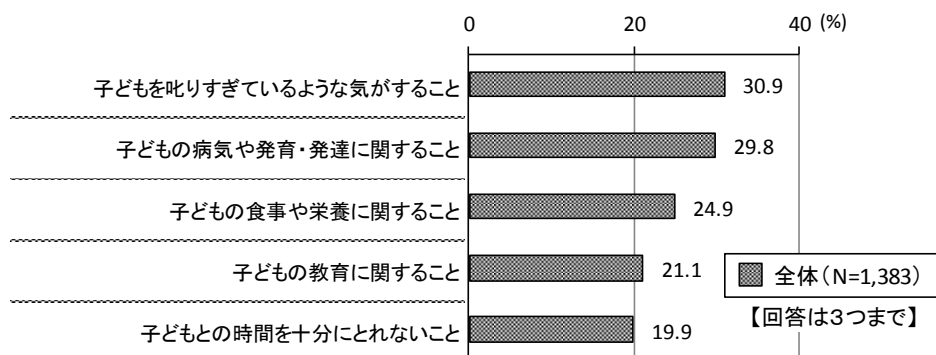
■ひとり親家庭（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



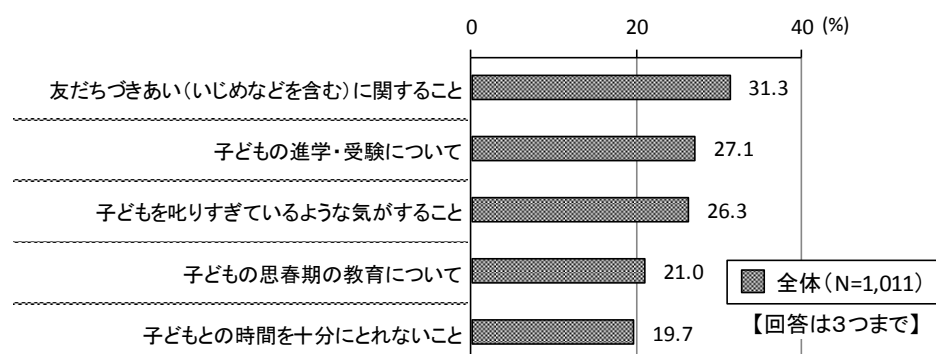
■行政に望むこと《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■子育てに関する悩み《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■子育てに関する悩み《上位5項目》（小学生の保護者）



④ 男女がともに子育てに参加することができる環境整備

父親が子育てに関わることは、母親の子育てへの不安を軽減するだけでなく、男性自身の人間的成長につながります。子育ての喜びを家庭で共有できるように、男女が子育てに共同参画する環境を整えていかなければなりません。

平成 25 年度調査によると、家庭での子育てを主に行っている人として、「父母ともに」が就学前児童の保護者で 47.7%、小学校児童の保護者で 54.1%となっている一方、「主に母親」という回答もそれぞれ 50.8%、42.9%となっており、家庭での子育てが母親にやや偏っています。一方、父親が子育てに関わっていると評価している母親ほど育児の不安や負担感が小さい傾向がみられ、父親の育児参画の重要性がうかがえます。

また、平成 24 年度に実施した「志免町男女共同参画社会に関する企業・事業所意識調査」によると、就業規則などに育児休業制度の規定がない事業所が 5 割を超えています。また、福岡県の事業である「子育て応援宣言登録制度」「子育て応援の店」の認知度も低い値にとどまっています。

男女平等に関する意識の醸成にあたっては、男性と女性がともに家庭生活に責任をもつよう意識の啓発に努めます。男性が主体的に子育てに関わるような意欲を高める講座や気軽に参加しやすいイベントを企画し、開催する曜日や時間にも配慮します。企業や事業主に対しては、育児休業制度等に関する情報提供や啓発を推進するとともに、「子育て応援宣言登録制度」「子育て応援の店」についても周知に努めます。

(1) 男性の子育てに関する意識啓発

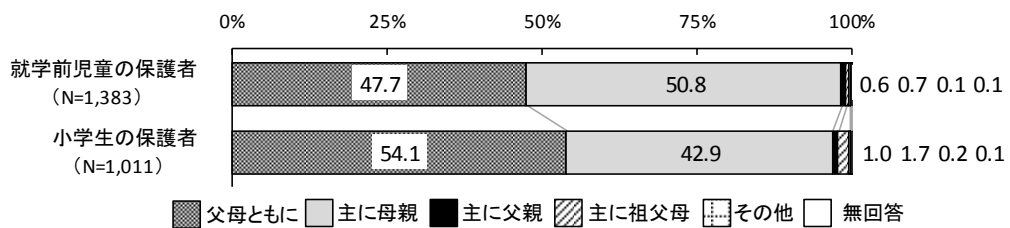
事業番号	事業名	内容	担当課
58	父親が参加しやすい子どもや子育てに関して学ぶ機会の提供	町主催の講座において、親子を対象として子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について男性の保護者の参加を図るため、曜日や時間等を配慮した取り組みを進めます。	子育て支援課
59	父親が参加しやすいイベントの充実	スポーツ大会や野外活動等、父親が興味や関心をもてる事業に企画から参加できるような仕組みづくりを検討します。また、親子の催し物は男性の保護者が参加しやすいよう、曜日や時間等を配慮します。	全課

(2) 企業・事業所への意識啓発

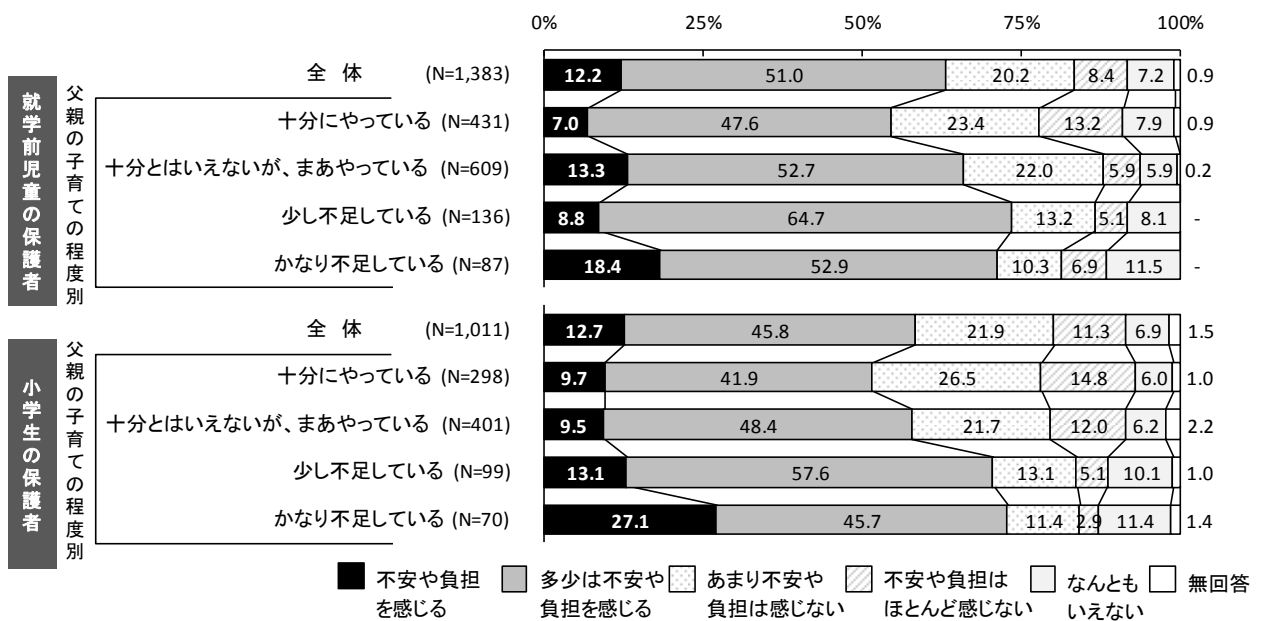
事業番号	事業名	内容	担当課
60	育児・介護休業制度の活用の浸透促進	企業や事業所に向けて育児・介護休業等の労働に関する法制度に関する情報提供を行います。	地域交流課
61	県事業「子育て応援宣言企業登録制度」「子育て応援の店」の周知	福岡県が実施している「子育て応援宣言企業」登録制度について、町の広報やホームページでも紹介し登録を促す等、事業所における子育て支援の推進を図ります。また、「子育て応援の店」推進事業についても周知を図ります。	地域交流課 子育て支援課

【参考データ】

■家庭での子育てを主に行っている人（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



■子育ての不安や負担（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



基本目標 **Ⅲ**

家庭と社会参画の両立を 支援する

- ①就業に関する情報と学習の場の提供
- ②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

① 就業に関する情報と学習の場の提供

「子ども・子育てビジョン」では「目指すべき社会への政策4本柱」の1つとして「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」が掲げられています。平成25年度は、育児休業法（現育児・介護休業法）施行後10年を迎えており、子育てしながら働き続けるための環境を整備するために、これまで法改正を重ねてきました。また、県においても、「子育て応援宣言企業」に登録している企業からは、従業員の子育てを支援した結果「仕事の効率化が進んだ」「長期ビジョンを持って仕事にあたる女性社員が増え、戦力化に繋がった」などの報告がなされています。

しかし、いまだに働く女性のうち出産後も就労を継続する女性は4割程度にとどまっています。男性の育児休業取得者の割合も2%で推移しています。

平成25年度調査でも、就学前児童の母親で就労している比率は53.9%で、父親の育児休業の取得率は1.7%しかありません。一方で、就労していない母親のうち就労希望がある母親は71.0%となっており、再就労支援の取り組みが大きな課題といえます。

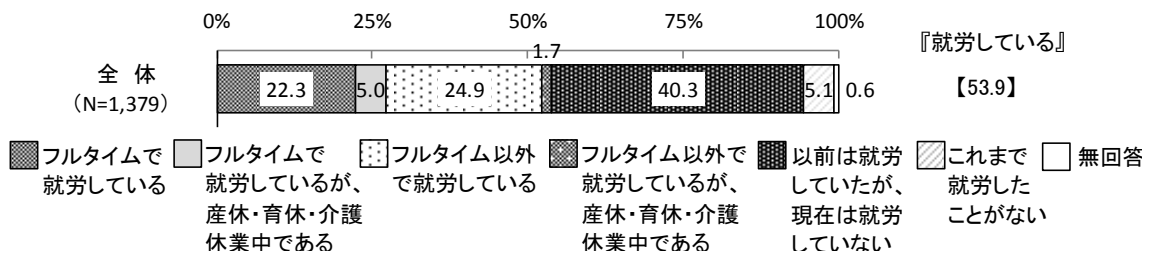
志免町では、生涯学習館を中心として、子どもをもちながら女性も仕事を続けたり、結婚や子育てのためにいったん仕事を辞めた女性が再就職したりするための情報や学習の場を提供しています。これらの就労支援のための情報が必要な人に確実に届くようホームページを活用するなど工夫し、学習内容も充実させていきます。また、男性が育児休業を取得しやすい就労環境、女性が出産後も就労を継続できるような就労環境の整備について法や制度、ワーク・ライフ・バランスのメリットについて、町内の事業所に最新の情報を発信していきます。

（1）就業に関する情報と学習の場の提供

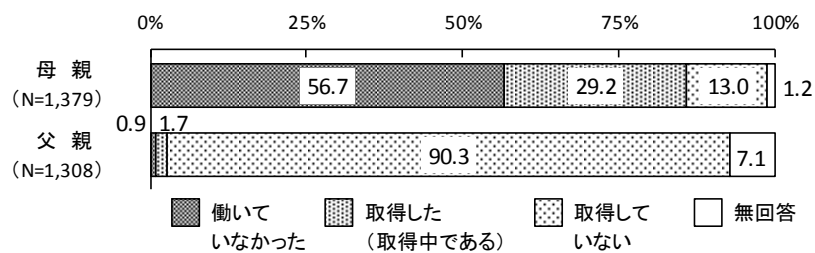
事業番号	事業名	内容	担当課
62	就業に関する情報提供の充実	ハローワークの情報チラシを、窓口カウンターに配置し、問い合わせに対して他機関の情報の提供を行う等、情報提供の充実に努めます。	地域交流課
63	就業や再就職に関する支援事業の充実	技能の習得や仕事と家庭生活の両立等について学習する講座を実施し、女性の就業や再就職に向けて支援します。県主催の講座も含めて講座等についての周知を図ります。	地域交流課

【参考データ】

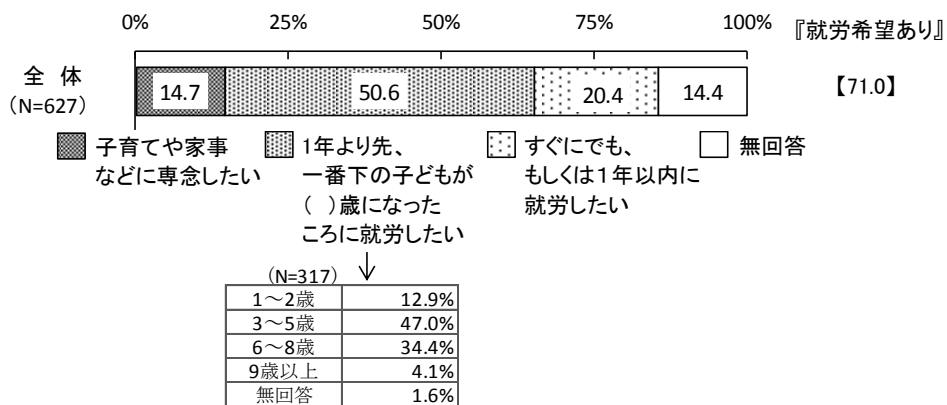
■母親の就労状況（就学前児童の保護者）



■育児休業取得状況（就学前児童の保護者）



■働いていない母親の就労希望（就学前児童の保護者）



② 教育・保育事業や学童保育等 支援体制の整備

近年、女性の就労継続は経済成長の観点からも重要な政策課題として促進されてきました。実際、『平成24年版働く女性の実情』（厚生労働省）によると、この10年で女性の労働力率は増加傾向にあり、特に「25～34歳」の既婚女性では約10ポイントと大きく上昇しています。今後も、共働き家庭の増加は見込まれており、子ども・子育て支援制度では、多様な保育需要に対応するために、幼稚園等の活用を図るとともに、延長保育や休日保育等を整備することが求められています。さらに、小学生においては学童保育が実態に合わないために母親が子どもの入学時に就労を中断する、「小1の壁」問題の解決を図るよう、学童保育の拡充も求められています。

平成25年度調査では、平成20年度調査と比べると就学前児童、小学生ともに就労している母親が増加し、就労していない母親が減少しています。また、3歳を超える就学前児童ではほとんどが保育園か幼稚園を利用しており、これらの施設の教育的影響も大きいことがわかりました。現在就労していない就学前児童の母親で、今後の就労を希望している人も一定数おり、学童保育はさらに需要が増すことが推測されます。さらに、日常的にも緊急の場合にも子どもを預ける親族や知人のどちらもない家庭も15.6%にのぼっていました。

男女がともに働きながら子育てをするために、子どもを安心して預けられる場所の需要はよりいっそう高まることは確実です。その一方で、すべての家庭を支援するという観点から、自宅で子どもを養育している場合においても保護者が安心して預けられる一時的な保育の整備も必要です。

志免町においては、子どもの最善の利益を尊重しつつ、父親と母親がともに就労している家庭を支援するために、延長保育、病児・病後児保育、学童保育など多様な保育サービスを充実していきます。教育・保育の質の向上に向け、保育所保育指針等を踏まえ、保育・教育に携わる職員の研修等を実施していきます。また、施設に預けずに家庭で子育てをする保護者が孤立しないように地域で交流したり、子どもを一時的に預けたりできる子育て支援サービスを充実していきます。

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
64	施設型教育・保育事業の充実	教育・保育の量の確保と質の向上、地域の子育て支援の充実を図ります。延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育を継続し、施設型教育・保育事業については、需要に応じて計画的に整備していきます。	子育て支援課
65	地域型保育事業の充実	小規模保育事業や事業所内保育事業など利用者のニーズに応じて計画的に整備していきます。	子育て支援課
66	幼児期の教育・保育の質の向上	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進めます。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質の向上を図ります。	子育て支援課
67	幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保	保育士の適切な人員確保に努め、保育内容の充実を図ります。	子育て支援課
68	幼児期の教育・保育に関する施設や設備等の整備	財政状況等を勘案し、保育に関する施設の改修や設備等について整備を進め、保育環境の充実に努めます。	子育て支援課
69	地域住民の子育て参加の拡大	地域住民が子育てに参加する機会を充実します。町立保育園では、地域住民が参加できる行事や機会を充実します。	子育て支援課

(2) 学童保育の充実

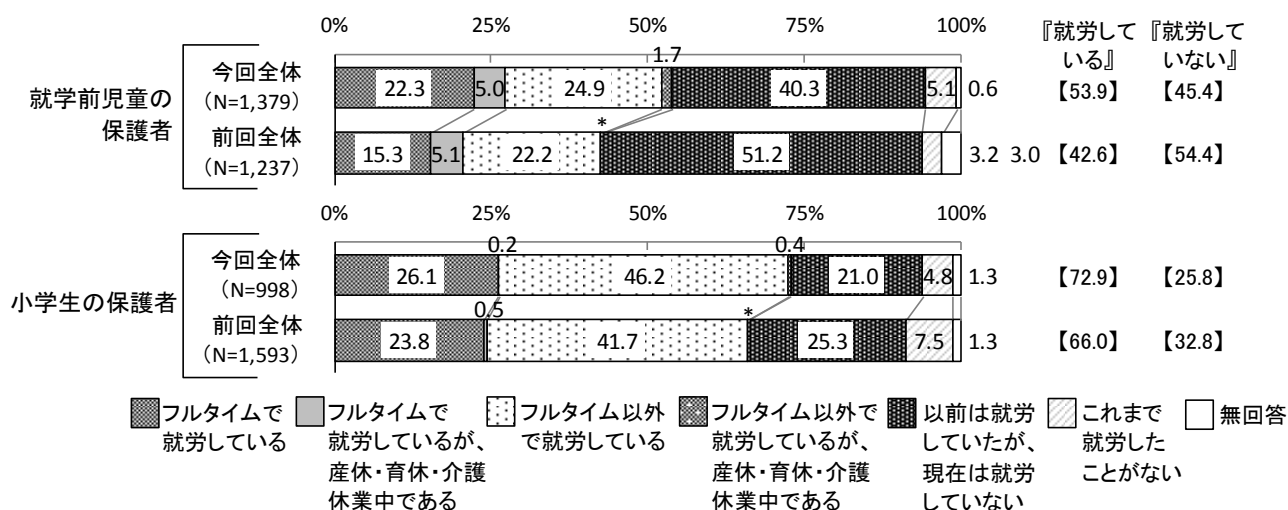
事業番号	事業名	内容	担当課
70	学童保育に関わる指導員の研修の実施	指導員に向けた様々な研修の開催を通して、資質向上と養成を推進し、保育の質の向上を図ります。	子育て支援課
71	学童保育の充実	利用者のニーズを把握しながら、学童保育の内容の充実および対象学年の拡大について検討します。	子育て支援課

(3) 乳幼児一時預かり等の実施

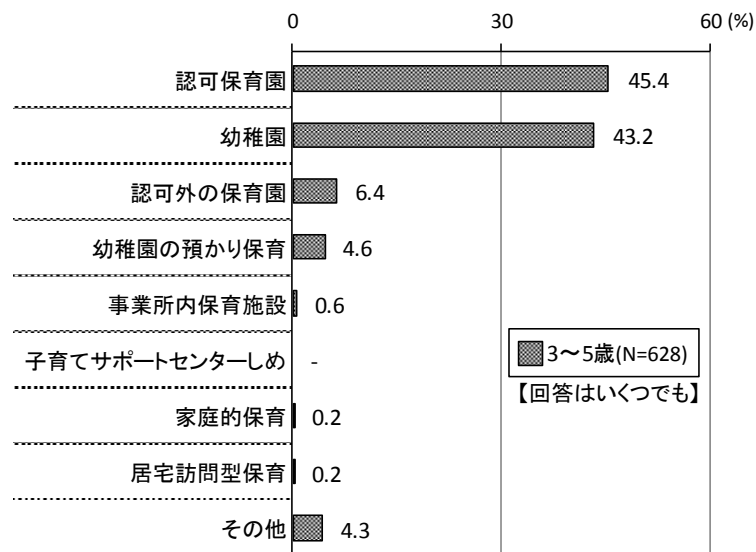
事業番号	事業名	内容	担当課
72	乳幼児一時預かり保育の充実	一時預かり保育利用者のニーズを把握し、保育園、幼稚園等での一時預かり保育の充実に努めます。	子育て支援課
73	託児事業の実施	町主催の講座・講演会等においては、託児(有償)の実施に努め、保護者が参加しやすいよう配慮します。	全課
74	子育てサポート事業の充実 (ファミリー・サポート・センター)	「子育てサポートセンターしめ」の事業目的や運営の特徴について、広報等を活用した情報提供を行うとともに、会員数の動向や援助活動の現状を踏まえ、子育てサポート事業の充実に努めます。おねがい会員、まかせて会員を増やし、援助活動を充実させます。	子育て支援課

【参考データ】

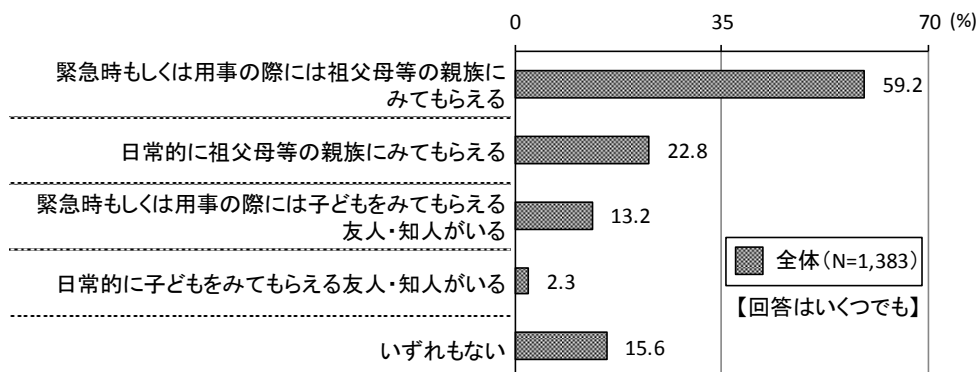
■母親の就労状況（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



■利用している保育・教育事業（就学前児童の保護者<3~5歳>）



■日頃子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童の保護者）



基本目標 **IV**

子どもの視点に立った 地域社会をつくる

- ①子どもの視点に立った地域支援体制
づくりの促進
- ②子どもの年齢に応じた居場所づくり
- ③地域全体での子育て支援の充実
- ④子どもの安全・安心の確保

① 子どもの視点に立った地域支援 体制づくりの促進

母親の子育ての負担感の増大には、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行に伴い、身近な場で相談できる相手がないことや社会からの疎外感が背景にあることが指摘されてきました。「子ども・子育てビジョン」においては、地域子育て支援拠点事業を重点化して5年が経過し、今後、実施形態を多様化していくこととしています。

また、子どもは地域社会の一員であり、家庭、地域、学校が、ともに地域をつくる存在として子どもを認め、協働して活動する環境を整えることも重要です。

平成25年度調査では、子どもの年齢が低いほど「子育て広場」や「にじいろポケット」の利用を希望する保護者の割合が高くなっています。また、就学前児童の保護者で、子育てサークルなど自主的な活動に参加している人の割合は高くはありませんが、現在参加していないが今後参加したい人は34.2%に上っています。さらに、就学前児童の保護者の4分の1以上が「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」と回答しています。地域の行事等への参加状況では、子ども会などの活動は中高生世代の76.5%が体験しており、小学生は地域行事に63.5%の参加経験があります。多くの子どもが子ども会や祭り等のイベントを通じて関わりをもっている現状がみられます。

志免町では、子育てサークル活動や子ども会活動、子ども会育成会活動等、地域を拠点とした子どもと保護者の活動が継続的に行なわれており、町は、これらの活動の自主性を尊重しながら場所の提供や活動助言などの支援をしてきました。今後とも支援を充実するとともに、活動の活性化を促進していきます。

(1) 地域での子育て支援活動の充実

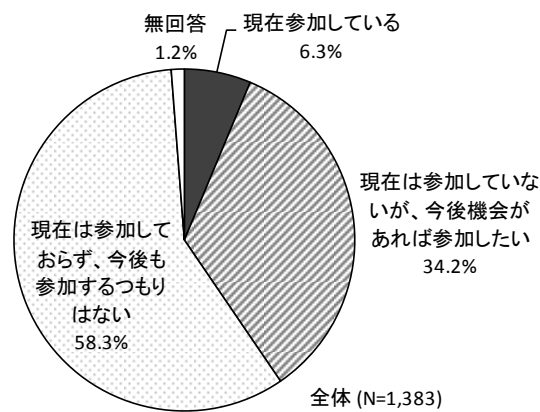
事業番号	事業名	内容	担当課
75	子どもや保護者が参加しやすいイベントの充実	子どもの権利フェスタや子育て広場等の子どもやその保護者が中心となるイベントを充実します。また、子育て支援団体との協働事業でプレーパーク等を開催します。	子育て支援課
76	子どもや子育てサークルの活動の支援	公共施設(シーメイト)での子どもや子育てサークルの活動に対して施設利用料の減免等支援を行います。また、地域の施設などについて利用しやすいよう施設開放を関係機関に働きかけ、自主的な活動の促進に努めます。	子育て支援課 福祉課 社会教育課
48	子育て支援センターの設置(再掲)	志免町総合福祉施設「シーメイト」内に子育て支援センターを設置し、子どもと保護者の交流や体験・学習の場や子育て等についての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課

(2) 子ども会育成会への支援

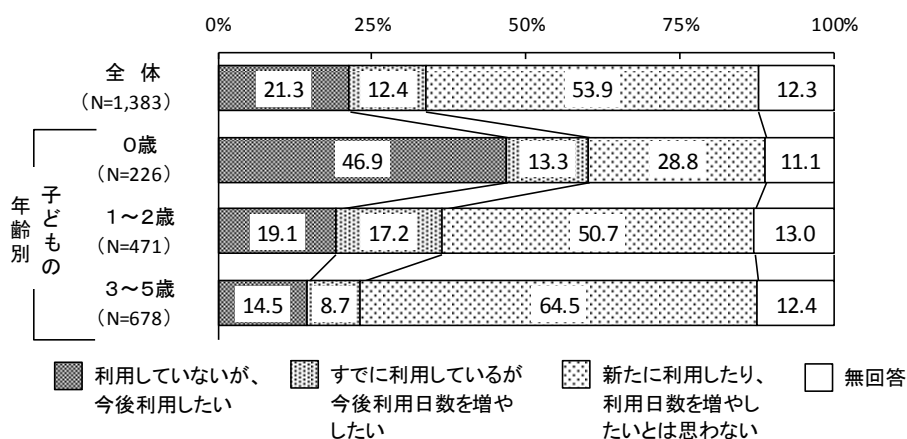
事業番号	事業名	内容	担当課
77	子ども会育成会における交流促進	志免町子ども会育成会連絡協議会の指導者研修会等において、情報交換・相互交流を行い、育成会の現状や問題点について意見交換を図ります。	社会教育課
78	子ども会育成会の自主的活動の支援	志免町子ども会育成会連絡協議会の自主的活動を促進するために、情報交換や活動助言等の支援を継続します。	社会教育課

【参考データ】

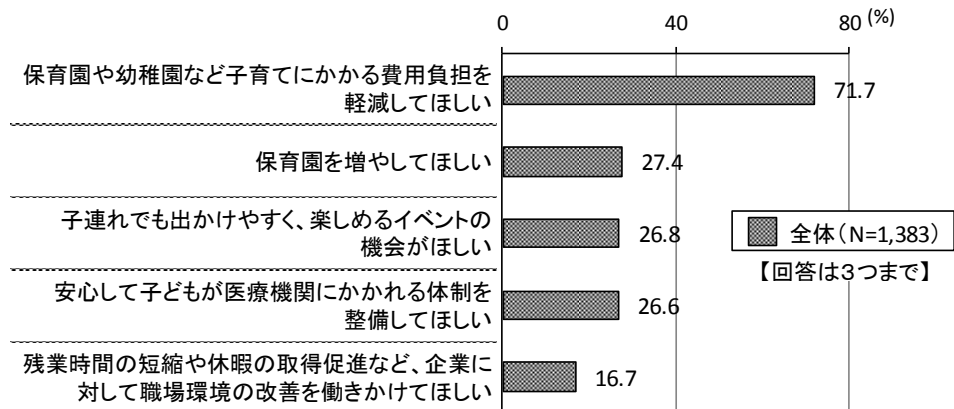
■自主的活動への参加（就学前児童の保護者）



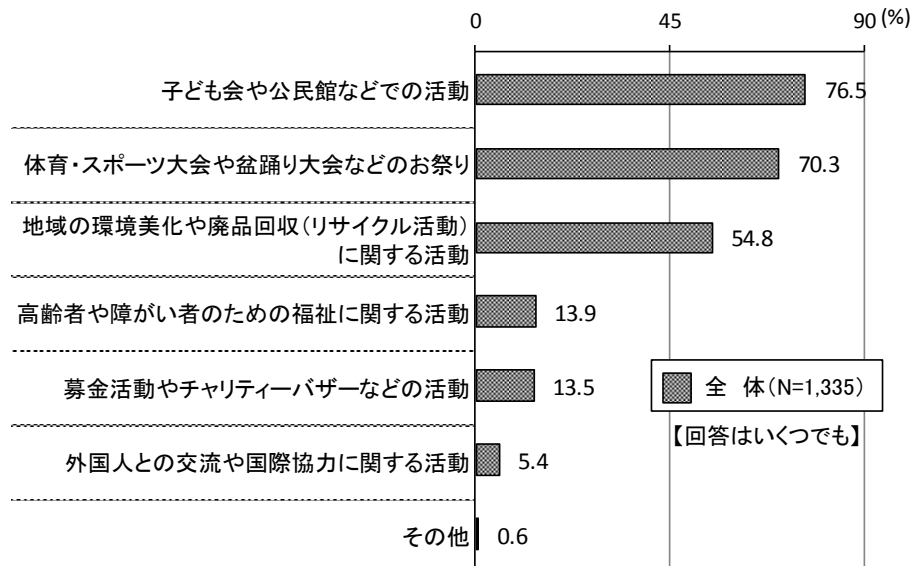
■子育て支援事業の今後の利用希望（就学前児童の保護者）



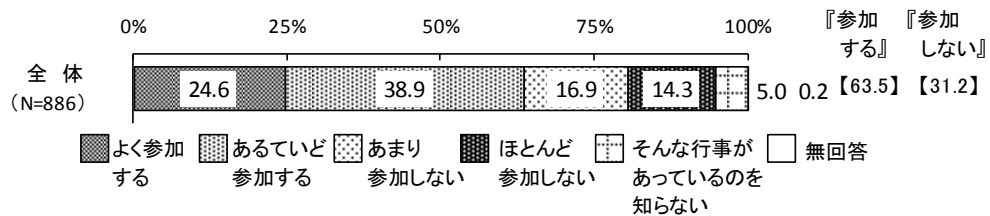
■行政に望むこと《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■参加したことがある活動（中学生・高校生世代）



■地域活動への参加状況（小学生）



② 子どもの年齢に応じた居場所づくり

子どもが育つ環境は、家庭を拠点として年齢が高くなるにつれ、地域社会、保育園・幼稚園、学校、各種の公共施設と広がっていきます。子どもは、自分を取り巻く環境の中で多様な体験を重ねて学習し、成長していきます。また、子どもは家庭、学校など身近で慣れた場所では、よりいっそう自主性を発揮して活動します。子どもの健やかな発達のために、年齢に応じて親子が安心して遊べる環境の整備が重要です。

平成 25 年度調査では、近所の遊び場について感じることとして「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」が就学前児童、小学生の保護者ともに上位 2 項目で、平成 20 年度調査と同じ結果となっています。また、自由時間を過ごすのにあったらいい場所として中学生では「体を思いきり動かすことができる場所」が約 7 割にのぼり、「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」を中学生・高校生世代の約 5 割が希望していました。

志免町には、自然を満喫できる公園としては平成の森公園があり、親子でバーベキューやキャンプをすることができます。小学生が自分の足で行ける身近な公園として街区公園が町内にあります。親子で自由に遊べるプレールームとして、総合福祉施設「シーメイト」内に「にじいろポケット」があり、多数の親子が利用しています。

今後は、公園や図書館、小・中学校など子どもにとって身近な公共施設が、気軽に訪れる心地よい居場所となるよう、充実させていきます。

(1) 子どもの居場所づくり

事業番号	事業名	内 容	担当課
79	子どもの遊び場の充実	気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また、町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくり(プレーパーク等)に努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。	子育て支援課 福祉課
80	公園の整備と活用	子どもやその他の利用者が公園を安全・安心に利用できるよう、遊具や施設の維持管理を行います。	生活環境課
81	公共施設における居場所の拡充	乳幼児と保護者が自由に集える場や中高生世代が気軽に過ごせる場として、身近な施設の利用促進に努めます。また、子どもの居場所「リリーフ」を継続していきます。	子育て支援課

(2) 保育園、小・中学校の地域開放

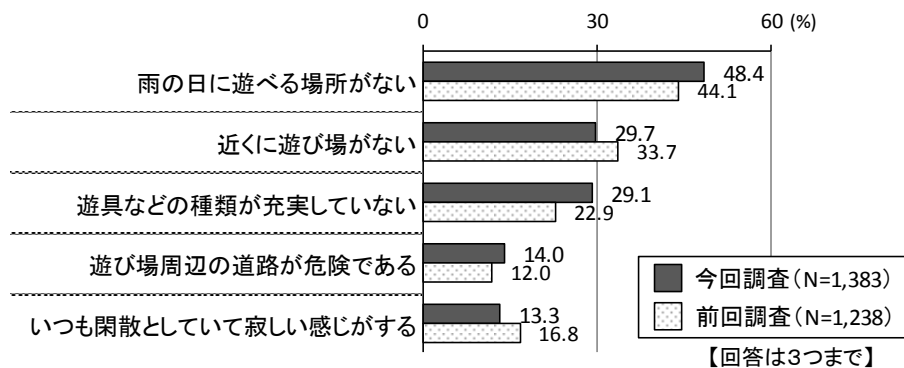
事業番号	事業名	内 容	担当課
82	学校開放事業の実施	次世代間の交流を促進するため、地域の子どもたちが安全に遊べる場として町内の小・中学校での「学校開放事業」を継続していきます。	社会教育課
69	地域住民の子育て参加の拡大(再掲)	地域住民が子育てに参加する機会を充実します。町立保育園では、地域住民が参加できる行事や機会を充実します。	子育て支援課

(3) 町民図書館等の充実

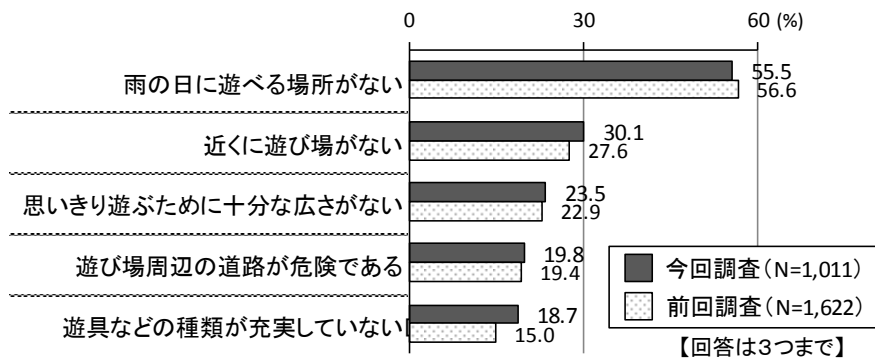
事業番号	事業名	内 容	担当課
83	子どもが利用しやすい町民図書館等の充実	町民図書館等を子どもがさらに利用しやすくなるよう、設備の整備や事業の充実を進めます。	社会教育課
84	子どもを対象とした事業の子どもへの情報の発信	「としょかんまつり」や「夏休み工作室」「一日図書館員」講座等により、図書館を身近に感じる取り組みや、読書の楽しさの理解を深める取り組みを充実していきます。	社会教育課
85	図書館ボランティアの育成	「子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館だけでなく、学校や公民館等の他施設での活動を行う、図書館ボランティアを育成します。	社会教育課
86	保護者や家庭に向けた読書啓発の推進	読書により子どもの心を育てる意識が持てるよう、読書啓発のチラシの設置や絵本リストの配布、絵本講座の開催等、常に子どもと関わる保護者や家族に向けた取り組みを進めます。	社会教育課
87	子どものための図書の充実	子どもが求める図書をいつでも提供できる魅力ある書架となるよう、所蔵図書の見直しや点検、子どもの読書傾向の把握を行い、図書の充実を図ります。	社会教育課

【参考データ】

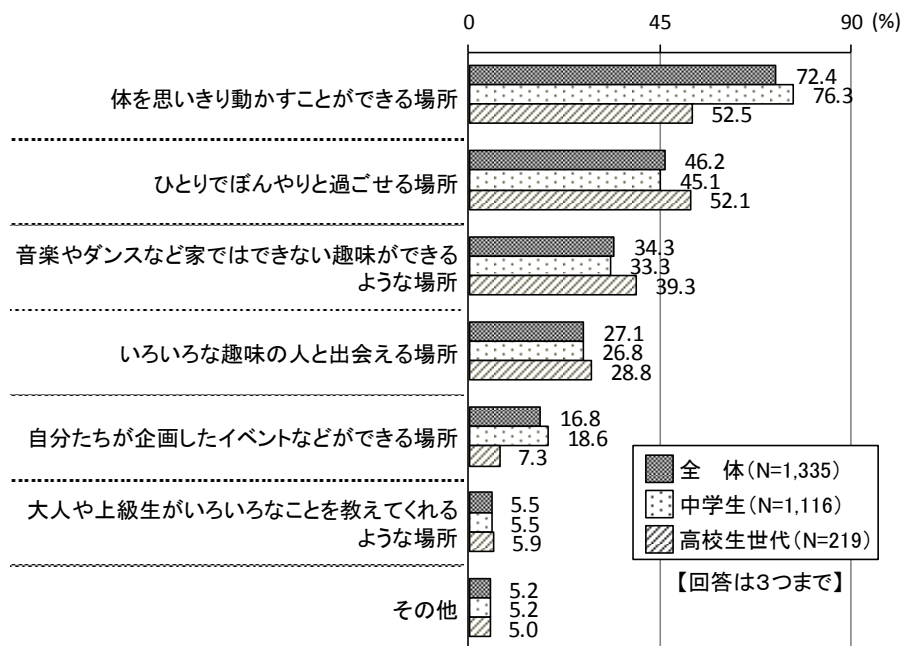
■遊び場について感じていること《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■遊び場について感じていること《上位5項目》（小学生の保護者）



■あればいいと思う場所（中学生・高校生世代）



③ 地域全体での子育て支援の充実

次代の社会を担う子どもの健やかな成長は社会全体の願いです。地域社会においても地域で育つ子どもは地域全体の希望であり、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を高めなければなりません。また、町全体を大きな地域社会としてとらえると、子どもたちが将来自分の育った土地として愛着を感じる故郷と思えるよう、町民、行政、事業所などが一体となって子育て支援に取り組む必要があります。

平成 25 年度調査によると、子どもの権利として大切なこととして、「学校でのことやまちづくりに参加できること」と回答したのは、小学生 31.6%、中学生では 32.6%、高校生世代で 19.2%となっています。

今後とも子どもや子育て家庭の視点で施策を策定するために、町の計画策定や施策を検討する段階で子ども自身や子育てをする家庭の意見を取り入れる機会を拡充していきます。また、子どもに関わるボランティア活動を継続させ、退職した男性なども対象にさらなる人材発掘につとめ、子育ての喜びを住民で分かち合えるような活動を充実します。その基盤づくりとして、地域が子どもの健全な育成に重要な役割を果たすことを地域住民が共通で理解できるような学習機会を提供していきます。

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加

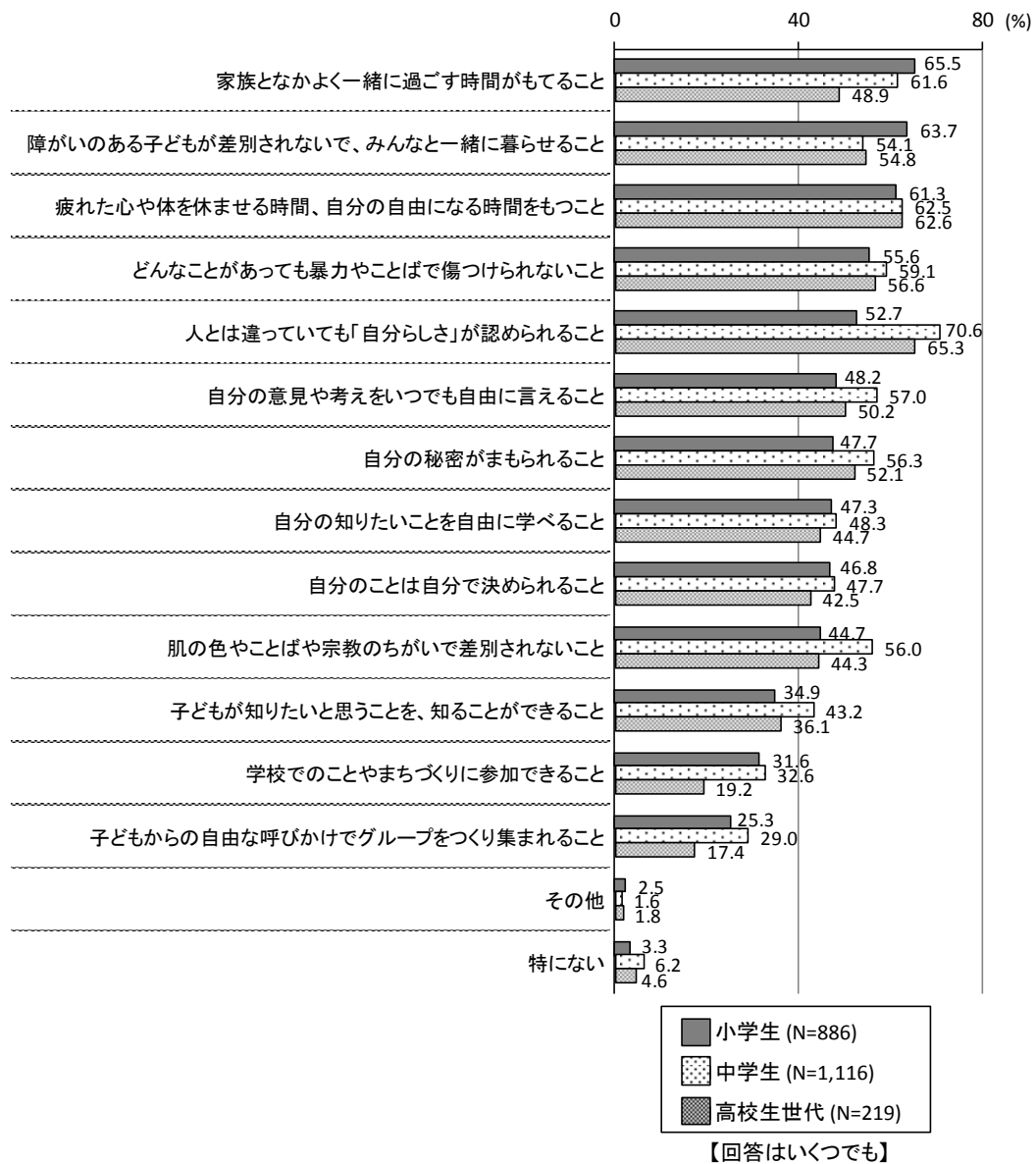
事業番号	事業名	内容	担当課
88	計画段階からの子どもや子育て世代の参加促進	子どもや子育て中の保護者、子育てに関わる人の意見や要望が町の施策に反映されるよう、アンケート実施や計画段階からの各種委員会等への参加促進等、意見を表明する機会を積極的に拡充します。	全課

(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

事業番号	事業名	内容	担当課
89	子育てに関するボランティア団体の活動支援	「子育て支援センター」や「まちづくり支援室」を拠点として、子育てに関するボランティア団体の設立相談や活動支援、団体の育成に努めます。	子育て支援課 地域交流課
90	地域における子どもに関する学習機会の充実	子どもに関わる活動を行っている人等、広く町民に関心を持ってもらうため、子どもの生活の現状や地域社会での子育ての必要性等について子育て講座等を開催し、学習する機会の充実を図ります。	子育て支援課

【参考データ】

■子どもの権利として大切なこと（小学生、中学生・高校生世代）



④ 子どもの安全・安心の確保

子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境のなかで子どもが心身を成長させていくことが求められています。平成 25 年度版の警察白書によると、この 10 年間で児童の連れ去りや性犯罪などの事件は減少しています。しかし、子どもが被害者となる暴力事件、特に性犯罪は、被害者やその家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きく、未然防止に努めなければなりません。また、児童虐待についても研究が進み、乳幼児期の被害は心身の成長を大きく阻害することが明らかになっています。虐待や犯罪は、被害を受けた子どもに対して被害者支援の視点から心と体をケアすることは重要な課題です。また、子どもへの犯罪は人権侵害であり、子どもの人権保障の視点による安全対策が大切です。

平成 25 年度調査では、町の子育て環境への不満として「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」が上位にあげられています。保護者や子どもが安心して暮らせる安全なまちづくりが依然として求められています。

今後とも、児童生徒へは、自分自身で心と体を守るために、人権意識を高めるとともに、交通安全のルール、不審者への対応などの学習を推進します。また、周りの大人による見守りや地域に安全指導者を育成するなど多様な取り組みを進めていきます。

子どもの安全を徹底させるために、通学路などの歩道や車道について改善を進めていきます。さらに、通学途中の子どもの安全を図るために、地域ぐるみで情報を交換する体制整備、見通しが悪く暗い道などの安全点検、さらにボランティアによる防犯活動も充実していきます。犯罪が発生するなど子どもに危険が及ぶ可能性がある場合は、迅速に情報提供を行います。被害にあった子どもや家庭に対するケアや再発防止は、関係諸機関と連携しながら、支援や対策を講じていきます。

(1) 子どもの安全を確保するための環境整備

事業番号	事業名	内容	担当課
91	公共施設等のバリアフリー化	小さな子ども連れ等が利用しやすいよう、公共施設等におけるバリアフリー化を進めます。	各施設所管課
92	通学路・歩道の整備	通学路や通学路以外の歩道の安全を点検し、歩道と車道の分離等道路の改善やガードレール等の安全設備の充実を進めるとともに、歩道や橋の整備にあたってはバリアフリー化に配慮します。	都市整備課
93	交通安全指導の実施	認可保育園、小学校等で、警察署と連携し、交通安全協会指導員による交通安全教室を開催します。学年始めや長期休業明けに教職員・PTAによる交通安全指導を実施します。また、児童通学保護員を通学路に配置し、通学時の安全確保を図ります。	生活環境課 学校教育課 子育て支援課
94	地域の指導者育成に向けた取り組みの促進	交通安全指導員等が安全指導に関する研修に参加するなど児童生徒の安全対策の推進に努めます。	生活環境課

(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進

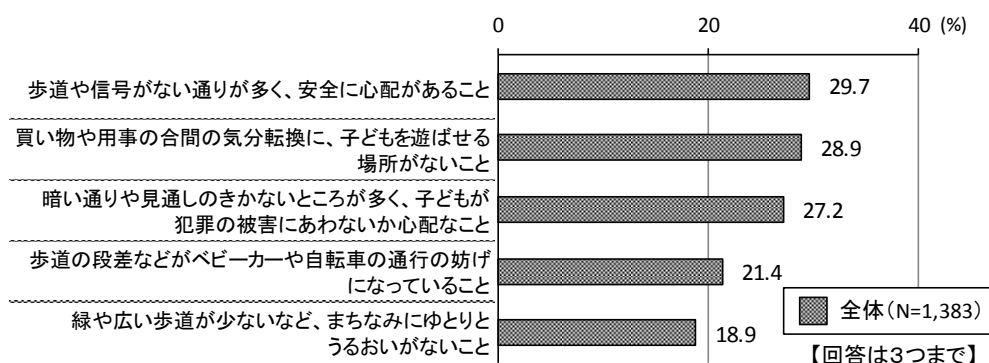
事業番号	事業名	内容	担当課
95	通学路の安全性の確保	学校付近や通学路の点検を定期的に行い、危険箇所を把握し指導を行います。また、各小学校区の危険箇所への児童通学保護員の配置や地域青少年指導委員による見回りの強化、毎月第2水曜日の児童一斉見守りの日の呼びかけ等、安全対策を推進します。	学校教育課 社会教育課
96	学校生活安全運動の推進	児童生徒を対象に「学校生活安全プログラム」を実施し、自分で犯罪や暴力から身を守ることを教えます。また、管理職員等による校内巡回を行い、安全確保に努めます。	学校教育課
97	防犯ボランティア活動の支援	「こども 110 番の家」の登録を促進し、子どもへの周知を徹底します。また、地域との連携による見守り隊の活動を支援します。	学校教育課 総務課
98	学校付近等におけるパトロール活動の推進	子どもを犯罪等の被害から守るため、地域青少年問題協議会やPTAの巡回パトロール等の実施に際して支援を行います。	社会教育課 総務課
99	子どもを犯罪等の被害から守るための連絡体制の整備	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関と連携し、情報交換を推進していきます。また、情報配信サービス「志免町学校安心ネット」への登録を推進し、即時に正確に一斉に保護者等へ児童生徒の安全に関わる情報等を配信できるシステムを維持します。	学校教育課 社会教育課

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

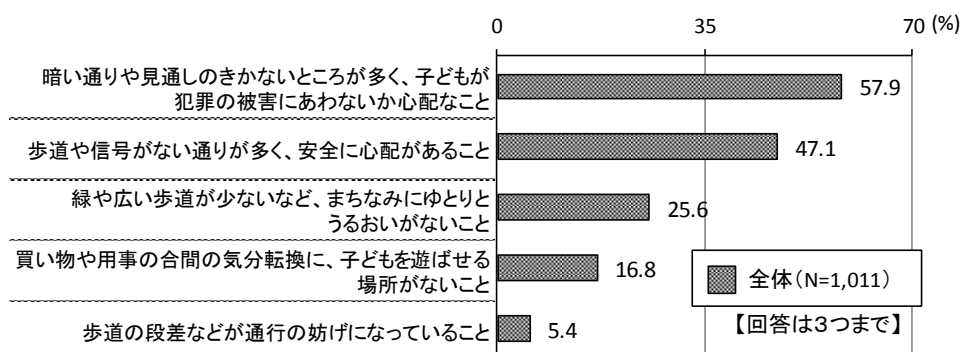
事業番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実(再掲)	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施(再掲)	心の教室や教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、母と子の心の相談、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 地域交流課 健康課 福祉課 総務課

【参考データ】

■子どもとの外出の際に困ること《上位5項目》(就学前児童の保護者)



■子育て環境で不満なこと、困ること《上位5項目》(小学生の保護者)



■計画の成果指標

志免町子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、進捗状況を点検・評価するために、計画全体の成果（アウトカム）指標と個別事業の進捗状況（アウトプット）を以下のとおり定めます。

①施策成果（アウトカム）指標

指標名	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
【保護者】 子育てに関して『不安や負担を感じない』割合	就学前児童 28.6% 小学校児童 33.2%	就学前児童 50% 小学校児童 60%
【保護者】 志免町の子育て環境や支援への満足度（5段階平均値）	就学前児童 2.7 小学校児童 2.7	就学前児童 3.7 小学校児童 3.7
【子ども】 まわりの大人や友だちから『大事にされている』と思う割合	小学生 81.6% 中高生世代 84.7%	小学生 95% 中高生世代 90%

資料:子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成 26 年 3 月)
注)指標名のなかの『』の項目は上記調査のうち、複数項目を合計した値

②個別事業の成果指標

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	平成 27 年度 子どもの権利行動計画策定	未策定	平成 27 年度策定	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	子どもの権利条例の認知度	18 歳以上の住民 14% 中学生 30%	18 歳以上の住民 20% 中学生 35%	子育て支援課
34	乳幼児健康診査、相談の充実	乳幼児健診受診率	95%	100%	健康課
36	予防接種に関する正しい理解の促進	MR2期接種率	97%	98%	健康課
37	広域での地域医療体制の維持	救急・休日医療を受診した急病患者数(在宅外科患者数+二次救急患者数+休日診療所患者数)	1100 人	1200 人	健康課
39	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子手帳交付時個別相談対応の割合	100%	100%	健康課

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)	担当課
40	妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実	食に関する学習教室開催数 食事の摂り方で参考になった参加者の割合	3回/年 100%	3回/年 100%	健康課
41	妊婦健康診査	補助券利用の平均回数	11.4 回	平均利用回数 12 回	健康課
50	栄養に関する学習機会の提供	「食育講座」に参加して食に対する意識が変わった人の割合	67%	80%	健康課
		「離乳食づくり教室」に参加してよかったと回答した人の割合	84%	90%	健康課
51	地域における食に関する学習機会の充実	地域教室での親子料理教室実施	14 地域 43%	18 地域 60%	健康課
53	相談者への支援体制の充実	子どもの権利相談室の認知度	就学前保護者 44% 小学生保護者 74% 中学生 68%	就学前保護者 50% 小学生保護者 80% 中学生 70%	子育て支援課 学校教育課 健康課
		子どもの権利救済制度の認知度	中学生 53%	中学生 60%	子育て支援課 学校教育課 健康課
88	計画段階からの子どもや子育て世代の参加促進	子どもに関連する施策における子ども意識調査実施	実施数 6件/7件 86%	100%	全課

第5章

教育・保育及び地域子育て支援事業 の提供体制

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の基本指針に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

国の基本指針では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、教育・保育及び子育てに係る施設・事業等の社会資源の状況及び市民ニーズ等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとしています。

本町では、志免町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

就学前児童の保護者を対象として実施したニーズ調査により幼稚園、保育所等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて「量の見込み」を推計しました。この「量の見込み」に対して各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	

なお、保育の必要性認定は、子ども・子育て支援法の第 19 条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。また、保育の必要量（保育の利用時間）

については、国の対応方針では就労時間の下限を 48 時間～64 時間の間で定めることと
しています。本町では保育標準時間（1 日 11 時間まで）の場合、月あたり 120 時間以
上の就労時間とし、保育短時間（1 日 8 時間まで）の場合は、就労時間の下限を月あた
り 64 時間とします。

■保育の必要性の事由■

- 小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合
- ① 1 月あたり 48 時間から 64 時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定め
る時間以上労働することを常態とすること。（10 年間の経過措置あり）（※）
 - ② 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
 - ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいをもっているこ
と。
 - ④ 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護しているこ
と。
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
 - ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること。
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
 - ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であ
ること。
 - ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預か
りに対応可能な短時間の就労は除く。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む）

(2) 教育・保育事業の提供体制

単位：人

		26年度実績				27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
	3歳～5歳児		0歳児	1、2歳児	3歳～5歳児		0歳児	1、2歳児	3歳～5歳児		0歳児	1、2歳児	3歳～5歳児
量の見込み		812	732	84	361	905	762	97	287	882	744	93	288
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	920	565	74	305	926	615	80	322	926	615	82	322
	地域型保育事業			0	0			0	0			6	13

		29年度				30年度				31年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
	3歳～5歳児		0歳児	1、2歳児	3歳～5歳児		0歳児	1、2歳児	3歳～5歳児		0歳児	1、2歳児	3歳～5歳児
量の見込み		819	690	89	275	783	661	85	263	774	653	82	253
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	926	615	82	322	926	615	82	322	926	615	82	322
	地域型保育事業			12	26			12	26			12	26

特定教育・保育施設には、新制度に移行しない幼稚園(町内の4幼稚園)も含まれます。

3 地域子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の基本指針に定められている地域子育て支援事業は13事業です。そのうち以下の事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

(2) 地域子育て支援事業の提供体制

事業名(国事業名)		指数	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延長保育事業 (時間外保育事業)	見込み	利用人数 (人)	591	891	875	823	788	768
	確保方策		591	650	680	710	740	768
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(預かり保育))	見込み	定員数 (人日)	17,878	14,356	14,011	13,000	12,436	12,284
	確保方策		17,878	18,840	19,080	19,320	19,320	19,320
一時預かり事業 (一時預かり事業(預かり保育を除く))	見込み	定員数 (人日)	2,400	4,182	4,112	3,886	3,723	3,611
	確保方策		2,050	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)			350	350	400	450	450	500
病後児保育事業 (病児保育事業)	見込み	利用者数 (人日)	61	1,017	999	940	900	877
	確保方策	利用者数 (人日)	61	760	760	760	760	877
		実施施設数	1	1	1	1	1	2
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	見込み	利用者数 (人日)	0	31	30	28	27	26
	確保方策		0	0	30	28	27	26
にじいろポケット・子育て広場・サロン (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回)	10,260	24,528	24,228	23,148	22,200	21,288
	確保方策	箇所数	2	4	4	4	4	4
【新規】 子育て支援センター等 (利用者支援事業)	見込み	箇所数	1	2	2	2	2	2
	確保方策	箇所数	1	2	2	2	2	2
赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	540	477	456	437	420	403
	確保方策	実施体制	保健師等による訪問を実施					
養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	70	70	70	70	70	70
	確保方策	実施体制	専門職による訪問を実施					
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込み	対象者数 (人回)	6,570	4,947	4,732	4,549	4,365	4,365
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用人数 (人)	379	500	497	508	507	496
	確保方策		380	380	420	420	420	420
			夏休みの長期休暇期間中のみの利用希望が多いことから、「地域こども教室」事業等を拡充し確保する。					

実費徴収に係る補足給付を行う事業と多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後、本町の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。

注) ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設(町の確認を受け、施設型給付費を受ける教育・保育施設)に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

・多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業

(3) 認定こども園の普及等に係る取組(教育・保育の一体的提供および推進体制の確保)

幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもに対して幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行うものです。また、地域の子育て家庭への支援も行うことから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、本町の利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、既存の幼稚園や保育園からの移行を検討し、促進していきます。

平成27年度においては、町内の届出保育施設のうち、「空とぶくじら幼稚園志免本園」と「みなみの風こども園」が地方裁量型認定こども園として認定を受け、新制度のもとで幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設となります。

第6章

計画の推進にむけて

1 町民、行政、事業者による連携した取り組みの充実

本計画で示した諸施策を確実に実施し、子どもの伸びる力と育む心を支える町を実現するためには、全庁的な取り組みが必要です。まずは本計画の理念や施策等に対する理解が庁内に浸透するよう、子育て支援課、総務課、経営企画課、学校教育課、健康課、福祉課、社会教育課、住民課、生活環境課、都市整備課等の関係各課による「子どもの権利及び子ども施策推進会議」を開催し、志免町における子どもと子育てに関する施策の一層の推進を図ります。

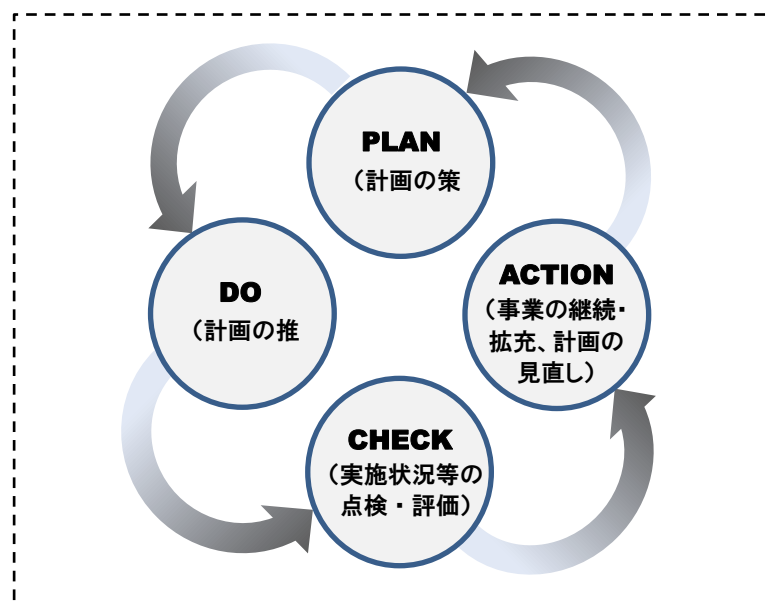
同時に、地域社会全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援していくために、町内会、民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、PTA、子ども会育成会連絡協議会、子育て支援ボランティア団体、企業・事業所などの連携を図ります。

2 計画の進捗状況の管理・点検と評価体制の整備

本計画に基づく各施策・事業の実施にあたっては、住民のニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう、適宜見直しを行います。毎年、計画に基づく施策・事業の進捗状況を把握し、その結果を「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」へ報告し、同審議会において点検と評価を行うとともに、その結果を公表します。

また、見直しにあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性を高めるため、個別事業の進捗状況に加え、基本目標ごとに利用者の視点に立った成果指標を設定して点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

《PDCAサイクルのイメージ図》



付 属 資 料

1 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例

平成 25 年 6 月 18 日
志免町条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 一般公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくは資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(秘密の保持)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿

任期：平成25年12月20日から平成27年12月19日

役職	氏名	所属
会長	倉富 史枝	識見を有する者
副会長	吉村 幸也	認可保育園代表（町立・私立）
委員	森山 久子	識見を有する者
〃	村木 義富	私立幼稚園代表
〃	那須 香代子	学童保育所代表
〃	上田 真弘	届出保育施設代表
〃	羽原 哲男	町内校長研修会
〃	南里 門子	志免子育て支援コミュニティ おおきな木
〃	水流 鉄子	志免町民生委員・児童委員連絡協議会
〃	西村 嘉之	志免町商工会
〃	西村 将充	志免町小中学校PTA連絡協議会 (任期:平成25年12月20日～平成26年6月2日)
〃	長澤 洋子	志免町小中学校PTA連絡協議会 (任期:平成26年6月3日～平成27年12月19日)
〃	松尾 美和	私立幼稚園保護者
〃	権丈 晶子	認可保育園保護者
〃	山崎 冬花	公募委員
〃	木村 美果	公募委員

3 志免町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年度	月日	内 容	
平成 25 年 度	12月20日	第1回	(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会について ・委嘱状交付 (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 志免町子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 ・調査実施概要 ・調査票設問の検討 (4) 平成25年度のスケジュール
	平成26年 1月		◎志免町子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 ①乳幼児保護者調査 ②小学生保護者調査 ③小学生調査 ④中高生世代調査
	3月27日	第2回	(1) 志免町子ども・子育て支援ニーズ調査結果の概要報告 ①乳幼児保護者調査結果の概要 ②小学生保護者調査結果の概要 ③小学生調査結果の概要 ④中高生世代調査結果の概要
平成 26 年 度	5月8日	第1回	(1) 志免町次世代育成支援行動計画の成果と課題報告 (2) 志免町子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告 ・志免町の特徴と課題 (3) 子ども・子育てに関する志免町の現状 ～データでみる志免町の現状～について (4) 子ども・子育て支援事業計画策定方針 (5) 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール
	6月3日	第2回	(1) 志免町の子ども・子育て支援における重要な施策とその背景 (委員ワークショップ)
	8月4日	第3回	(1) 志免町の子ども・子育て環境の課題を探る (委員ワークショップのまとめ) (2) 志免町子ども・子育て支援事業計画の体系 (3) 子ども・子育て支援新制度関連条例案 ・志免町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ・志免町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ・志免町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準

年度	月日	内 容	
平成 26 年 度	9月29日	第4回	(1) 定期的な教育・保育事業及び地域子育て支援事業について量の見込みと確保策 (2) 子ども・子育て支援事業計画基本構想（前半部分）の検討 (3) 志免町の子ども・子育て支援新制度に係る基準
	12月1日	第5回	(1) 子ども・子育て支援事業計画実施計画（後半部分）の検討 ・教育・保育施設の利用定員と量の見込み・確保策 ・子ども・子育て支援事業計画実施計画（後半部分） (2) 子ども・子育て支援事業計画において、緊急性・重要性が高いと思われる課題の検討（委員ワークショップ）
	平成26年 12月26日 ～ 平成27年 1月26日		◎志免町子ども・子育て支援事業計画について、パブリックコメントの実施
	平成27年 2月10日	第6回	(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討 (2) 計画の重点的施策の検討 (3) パブリックコメントの結果報告
	3月25日	第7回	(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画（素案）の確定 (2) その他

4 志免町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取組

(1) 第2回志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会(ワークショップ)

平成26年6月3日

志免町役場会議室

テーマ「志免町の子ども・子育て環境の課題を探る」

第2回の会議ではワークショップで委員のみなさんから、志免町の子どもと子育て支援施策の推進に向けて、課題を出していただきました。

各班の意見から、課題を6項目にまとめました。そして、それぞれの項目について皆さんから出された主な意見を整理しました。

課題1 子どもの力を育む必要性

○子どもの自主性を育てるためには、環境の整備が重視されています。

- ・子どもの体力・やる気を育む必要がある(小さいころからやらされている体験が多すぎる)。
- ・メディア(ゲーム、携帯電話など)との関わりについても町としてルールを決めるべきである。学習の低下、コミュニケーション能力の低下など様々な弊害がおきているので。
- ・小学校児童の校区内制限がネックになっている。
- ・大切な幼児教育も施設面でも人材面でもより充実した安全な環境で教育できるように質の向上を目指してほしい。

○子どもが悩みを自分で解決する力を育てていくための支援がもっと必要とされています。

- ・相談するところ、気軽に話せる人が必要。ニーズ調査(小学生)の相談相手で自分で解決する、相談する相手がいない子どもがいるから。
- ・子どもの権利相談室(スキッズ)のことを知ってもらおう。
- ・学校と家庭のどちらの立場も理解できるスクールソーシャルワーカーの活動が大切である。
- ・勉強の悩み、進路の悩みが多い中で塾に頼りすぎているために、行けない子どもとの差が広がっていると思う。

課題2 子どもの居場所や遊び場の不足

○子どもが気軽に行ける身近な遊び場が求められています。

- ・体を思いっきり動かすことができる場所。自分の思いに浸れる場所。子どもの足で行ける場所など子どもの視点に立った居場所が設置されていない。

- ・学校以外の過ごし方では塾、TVゲーム、漫画等が上位を占めている。「近くの公園などで友達と遊ぶ」は前回調査から大幅に減少している。
- ・文科省の「幼児運動指針」では、体を使って遊ぶ時間が60分必要であるとしている。昔は、異年齢の仲間たちと遊び、その中で我慢したり、折り合いをつけたりと社会性を身につけることができた。自主的な子どもの集団が必要（ジュニアサポーター集団）。
- ・中高生も心を落ち着ける場所が必要。望んでいる拠点を身近なところに作る。
- ・雨の日に遊べる場所がない、PM2.5等の環境も配慮していくことが重要。

○子どもや親子が地域の人と交流できる場所が求められています。

- ・町ぐるみで遊びのできる場所（公民館など）。
- ・小学生からお年寄りまで集える居場所作り。
- ・住民同士の関係の希薄さが心配（身近な人同士のつながりをつくる必要）。
- ・調査では子連れて楽しめるイベントの機会がほしい、誰でも気軽に利用でき、身近な地域で子どもを預かってくれる場をつくってほしいなどの意見もある。地域と連携し、地域一体となって子育て応援をすることが大事である。

課題3 子どもと子育てに関する情報の周知不足

○子どもと子育てに関する情報が必要な人に届いていない現状にあります。子どもの権利条例や医療、福祉などの情報提供の方法の工夫が必要です。

- ・子どもの権利条例は、子ども、保護者、行政の各課の認知度のアップが子どもの生きる力の育成につながる。
- ・権利条例の冊子などを役場やシーメイトなどに置いてあるが手に取る人は少ない。民児協や老人会、町内会長等に勉強会をしてその人たちがそれぞれに話していくなど具体的な周知の徹底が望まれる。子どもの権利は基本的人権の縮小版である。
- ・ネットの活用。広報紙を読む人が限られている。情報の提供方法を考える。本当に必要な人へ届ける。
- ・情報を共有化することで多様な展開ができるのではないかと。重複する活動が減る。
- ・孤立している保護者ほど悩みや負担をかかえていると思うから。見過ごされているネットワークの構築ができていない。



課題4 学びの機会が不足し、孤立化するなかでの子育て

○保護者が周囲の様々な支援を受けながら子育てを通して「親育ち」していく過程が重要です。

- ・子どもを育てる体験をせずに親になる父母が少なくない。また親自身もきょうだいが少ない。子ども（赤ちゃん）と触れ合う機会を増やすことが必要ではないか。
- ・健診などの早い段階での親の勉強会が必要。
- ・子どもの多面性を理解していない親が増えた。
- ・イベントなど要求がエスカレートする。
- ・親は子どもに対して叱りすぎだと思っており、子どもは家族と仲良く過ごしたいと思っている。
- ・困ったことは家庭だけでなく、近所の人、地域の人で協力していかないと子育てが孤立化していく。また、防災や高齢社会の面からも日ごろから地域が連携していないといけない。

課題5 働き方が多様化していることや 緊急時などに対応する保育事業の必要性

○子どもの最善の利益を守りながら、保護者の働き方の変化に対応する保育事業が求められています。

- ・保護者の就労をサポートしつつ、子どもの尊厳を第一に考えた支援体制。
- ・平日のフルタイム労働が男女ともにスタンダードではなくなっている。
- ・保育園など時間内の送迎が間に合わない。特にひとり親家庭では子どもだけで留守番をしていることが多い。
- ・0歳児でも8時間、長い場合でも11時間保育園に預けられている状況。平日は保育園、土日祝日は託児所へ預けられる子どもたちがいるため。
- ・保育の現場ではいつも人材不足に悩まされ、今現在困っている。人材がいれば、様々な空き施設、または新設により待機児童を少なくできる。

○子どもの病気の時など緊急の場合への支援が重視されています。

- ・働いている保護者は子どもが病気になったときに預けるところが少ない。以前は病院が預かってくれる所があったが現在はなくなっている。
- ・復職しても子どもの体調不良で保育園に預けることができなくなり、業務時間や業務内容に制限を受けるので。
- ・医療費の補助や義務教育の間は医療費を無料にしてほしい。

課題6 男女共同参画の視点で考える子育て支援の必要性

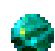
○女性には子育てしながら仕事ができるような子育て支援が、男性にはもっと子育てに関われるような意識や制度の改革が求められています。

- ・核家族が進む中、母親の就労比率は54～73%となって、集中的な育児と仕事の両立で大きな負担がかかっている。一方、父親の育児参加の程度は十分にやっているのは32%にとどまっている。このギャップを少しでも改善する必要がある。
- ・男性の育児休業が取りづらい。給料が下がる。周囲の目（意識）が気になる。
- ・ニーズ調査では子育てや家事に専念するために退職した。育児休業を取りにくい雰囲気があったという回答が多いから。
- ・子どもが就学前はフルタイムよりも短時間の就労のニーズが高いため、4～6時間程度で一時的に（フレキシブルに）託児をしてもらえる場所が増えると母親の社会進出にもつながり、子育てのネットワークも広がると思います。



(2) 第5回志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会（ワークショップ）

平成26年12月1日
志免町役場会議室

 テーマ「志免町子ども・子育て支援事業計画における重点課題」

①重点課題の提案（1班）

目標	施策の方向	理由	事業名
I 子どもの伸びる力を支える	①子どもの権利の周知と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定されて数年経過したが、条例の内容が十分に周知されていないから ・子どもや大人に子どもの権利の周知をすることが、子ども・子育ての施策のすべてにつながると思う 	
	②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ、ネット、ゲームなど電子メディアに時間と心を奪われている子どもたちが多いため、メディアリテラシー教育の充実を図るべき（親も）。 	●メディアリテラシー教育の充実
	③次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の問題はすべて母子関係が築かれていないことが要因となっている。子どものころからの命の教育、子育ての意識が必要だと思う。 ・現在の中高生は、今まで身近なところで小さい子どもたちと触れ合う経験が少ないので、まず体感的に理解することが大切であると考えから。 	
	④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校は年々増えている状況であるが、家庭、学校、相談員との連携がうまくいっていないように思うから。 	
	⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ施設や養育施設が少ない。いろいろな場所、違うところで受けられる。 ・障がいに対して理解を深める啓発や特別学級の理解を深める。 	
II 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族により子育てに関する情報や支援を得られないため、気軽に相談できる窓口が必要であるから。 ・核家族化の進行により、子育て支援が得られず、子育ての不安や負担を感じる人が多いから。 	●子育て支援に関する情報の提供機会の拡充
	③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、保育、教育の格差が子どもたちの健やかな育ち、発達、心の安定に直結していることを小学生の親として日々実感しているから。 	

目標	施策の方向	理由	事業名
Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 日本の父親は他国に比べ、育児、家事に関わる時間が少ないので、企業等が子育て期の父親を支援することが求められていると思うから（企業への発信）。 	
Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する	②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 共働き家庭が増加しているため、いろいろな支援を必要としている家庭が多くなっているから。 仕事の多様化により施設の充実が必要。 	
Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる	①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが地域で年齢を超えて高齢者などの指導により趣味などを通じて交流、体験し豊かな心を培っていく必要がある（お金がかからない）。 子育て支援センター機能があれば子育て支援の情報発信、相談の不足を解消し、地域で子どもを見守るボランティアの育成もできる。 	
	②子どもの年齢に応じた居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果から室内で過ごす（TV、ゲーム）が増加する一方、あったらいい場所で「体を思いきり動かせる場所」。子どもを内から外へ。遊びの中から学び心の交流ができることが大切である。 子どものやってみたい、子どもの失敗を見守る安心な場所、空間。プレーパーク事業の推進の必要性。 子どもは多様な人間関係を通じて、様々な体験を積み重ねていく過程で、自分に自信をつけていく。そのためには集団で遊ぶことが必要だから。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども会育成会における交流促進 ●子ども会育成会の自主的活動の支援 ●「なかよしパーク」の充実 ●図書館ボランティアの育成



②重点課題の提案（2班）

目標	施策の方向	理由	事業名
I 子どもの伸びる力を支える	①子どもの権利の周知と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがすることをお膳立てしすぎている。体験や考えることを奪っている ・障がいのある子どもや保護者への支援は町で行うことが重要だと思うのでさらなる充実をしてほしいから。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利相談体制の充実 ●家族や育児について学ぶ機会の拡充
	②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の規範が守れなかったり、自立できていない子どもが増加しているので地域全体で子どもや保護者を支援する必要があるから。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児保育の充実 ●発達段階に応じた教育の充実
	④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体となる子ども支援は世界的な流れであり、町の条例がいかせるので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常学級における対応の充実 ●学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
	⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの受け入れに対する人材の確保が追い付いていない現状がある。人材養成、人材確保が急務であると思われるため。 ・引きこもり、不登校への早期対応が大切。学力低下、非行、ニートなどへの防止になるので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学童保育における障がい児の受け入れ ●障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発 ●障がい者と児童の日常的な交流の促進 ●配慮を必要とする子どもへの地域活動支援
II 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準が町の条例で定められ、責任が重くなる中、これまでの保育の質の維持が重要となるので。 	
	④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が仕事をしながらでも安心して出産、子育てしたい。 	

目標	施策の方向	理由	事業名
Ⅲ 家庭と社会 参画の両立を 支援する	②教育・保育事業や 学童保育等支援体 制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の安全・安心面で施設に詰め込みすぎないように指導を徹底してほしい。のびのびとした環境で保育するようにしてほしい。 ・ 父親が子育てに関わると子どもの幸福感が高まるというデータもあり、一層の推進が必要。 ・ 待機児童は減少すると思われるが、人材が追い付いていない。人材確保と育成が必要である。 ・ 保育園の充実が女性の就労支援、社会進出を手助けするので。社会問題となっている少子化、労働力不足も補えるので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設型教育・保育事業の充実 ●地域型保育事業の充実 ●幼児期の教育・保育の質の向上 ●地域の子育て参加拡大に向けた保育園開故事業の活用
Ⅳ 子どもの 視点に立った 地域社会を つくる	②子どもの年齢に応じた居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子どもにとって身近な子ども育成会の活動を支援して、多様な経験ができるようにする必要がある。 ・ 子どものニーズに対応できる場所があれば親としても安心だし喜ばしい。 ・ まずは居場所をつくることで、安全面への対応、いじめや虐待などの家庭問題の早期発見へとつながると思われるため。またニーズも高い。 ・ だんだん子どもが成長して親の目の届かないところで遊ぶようになると安全面が気になる。 ・ 子どもの居場所（特に乳幼児の親子）。歩いて行ける場所、雨の日に行ける場所がないので、親子共に引きこもってしまうので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保 ●「なかよしパーク」の充実 ●公園の整備と活用 ●公共施設における室内の遊び場や居場所の拡充 ●「としょかんまつり」、夏休み工作教室等、子どもへの情報の発信



③重点課題の提案（3班）

目標	施策の方向	理由	事業名
I 子どもの伸びる力を支える	①子どもの権利の周知と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・知っているだけでなく、理解してもらうのは難しい。 ・子どもの権利条約が、まだ学校、家庭、地域に周知徹底されていない。 	●関係機関と連携したきめ細かな支援の実施
	②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへのメディアリテラシー教育を徹底させる必要がある。 ・言わなくても自ら考え、自ら行動するようにするために、小・中あわせて9年間学校の影響は大きいと思うので 	
	④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒に対する対応のネットワーク化が必要である。 	
II 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の意識が子育てに向いていない人がいる。 	
III 家庭と社会参画の両立を支援する	②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童問題。 ・働く女性の増加に伴う保育園の必要性。 ・保育士不足が少子化により加速。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設型教育・保育事業の充実 ●地域型保育事業の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業には保育士の配置を。 	
IV 子どもの視点に立った地域社会をつくる	①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・支援サービスの充実だけでは、新制度の基本方針である「子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするのではなく」 そのために親の自主的な活動は重要である。 	
	②子どもの年齢に応じた居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが地域の行事に参加したくても、役員などを引き受けたくない親が参加をさせないなど、子どもの視点が無視される現状が多い。 ・子どもにはあまりのまの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動する権利があります（15条）。ニーズ調査から親子の差が大きいことがとても問題。大人が子どものニーズに気づいていない（プレイパーク）。 	<ul style="list-style-type: none"> 新. 子どもが自由に遊べる場（プレイパーク） 新. 子どもの遊びを支える大人を増やす

5 志免町子どもの権利条例

平成18年12月20日
志免町条例第45号

前文

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。子どもは、安心して助けてと
言うことができ、大人は子どもを守ります。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。

子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

（子どもの権利の普及）

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

（子どもの権利の日）

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 人間として大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

（安心して生きる権利）

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

（自分らしく生きる権利）

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えをもつこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。
(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのため、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。

(4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第13条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第14条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加

することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

(子どもの居場所)

第15条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。

(施策の推進)

第16条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第24条に定める子どもの権利委員会に報告します。

第5章 子どもの権利救済

(権利侵害に関する相談及び救済)

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

(子どもの権利救済委員)

第18条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告

を求めること。

2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。

4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第20条

前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(救済委員に対する支援や協力)

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

(報告)

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第25条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

6 用語の説明

あ 行

◎育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1999年4月施行)で設けられている休業制度で、男女労働者に育児のための休暇(育児休業)を確保しようとするもの。満1歳未満の子どもについて育児休業の申し出をすることができる。父親にもこの権利がある。平成21年7月1日、改正育児・介護休業法が公布され、父母がともに育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できるという「パパママ育休プラス」制度の導入や父親が産後8週間以内に育児休業を取得した場合に再度育児休業を取得できるようになったこと、専業主婦の夫(専業主婦の妻)を育児休業の対象外とする労使協定が廃止になったことなどが改正された。

◎一時預かり

従来は、週2、3日程度、短時間、幼児を預かる非定型一時的保育、母親が急病や出産などで入院した場合の緊急一時的保育となっていたが、保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学などにより、家庭における育児が断続的に困難となり一時的に保育が必要となる児童、保護者の病気やけが、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由によって、緊急・一時的に保育が必要となる児童、保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの育児リフレッシュ支援事業として、あるいは私的な理由によって一時的に保育が必要となる児童に対してなされる保育サービス。

か 行

◎休日保育

近年の就労形態の多様化により日曜・祝祭日などに保護者が就労し、そのために保育に欠ける児童を保育所で預かるサービス。

◎合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

◎子育て応援宣言企業登録制度

福岡県では、企業・事業所の男女従業員の子育てを支援する具体的取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、福岡県が登録する制度。登録した企業・事業所に対して登録証と登録マークを交付するとともに、県民への周知を図っている。

さ行

◎児童の権利に関する条約（＝子どもの権利条約）

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童まで広げ、児童の人権の尊重や確保の観点から必要となる事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。

◎児童委員

児童委員は市町村の担当区域を受け持って、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所などと連携しながら、児童および妊産婦の生活や環境を把握してその保健や福祉に関して援助・指導する民間奉仕者とされており、民生委員がこれを兼ね、厚生大臣より委嘱されている。

◎食育

子どもたちや消費者が、自分の食について自ら学び、考え、自ら実践できるようになることを支援していくための取り組み。

◎スクールソーシャルワーカー（＝SSW）

不登校児童・生徒の早期発見・早期対応など、より一層きめ細かな支援を行うため、家庭への訪問相談など多様な支援をおこなう。SSWの選考にあたっては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が対象となる。

た行

◎男女共同参画社会

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も分かち合う社会のこと。

な行

◎ノーバディーズ・パーフェクトプログラム

カナダで生まれた子育て中の親支援プログラムで、0歳から5歳までの子どもをもつ親を対象に、それぞれが抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶもの。

は行

◎バリアフリー

生活する上での障害を取り除き、社会生活・制度や施策・情報分野などあらゆる面における障壁(バリア)の除去(フリー)を目指す考え方。

◎病児・病後児保育(乳幼児健康支援デイサービス)

保育所へ通所中の「病気回復期」の児童で、自宅での養育を余儀なくされる期間に児童を保育所・病院などの施設で預かるデイサービス事業。

◎ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を行いたい人と(提供会員)と子育て援助を受けたい人(依頼会員)が子育てについて助け合う有償ボランティア組織のことをいう。会員間で援助する内容は次のとおり。

- 保育所・幼稚園の登園前や帰宅後、子どもを預かる
- 学童保育の迎え及び帰宅後、子どもを預かる
- 学校の放課後、子どもを預かる
- 買い物等外出の際に子どもを預かる など

原則として子どもを預かる場所は、提供会員の自宅。

◎パワフルキッズ・PK2・すりーる

『パワフルキッズ』は、発達支援について、就学前児童を対象に療育を行うもの。『PK2』は、小学校2年生までを対象とした療育を行う放課後等デイサービス。平成24年度から18歳までを対象とした子ども発達相談『すりーる』を設置している。

ま行

◎メディアリテラシー(media literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。メディアリテラシーで取り扱われるメディアには、公的機関やマスメディア(新聞、テレビ、ラジオ等)を始め、映画、音楽、書籍や雑誌等の出版物、インターネット、広告等、様々なものがある。

志免町 子ども未来プラン
(子ども・子育て支援事業計画)

平成 27 年 3 月

発行 志免町 編集 子育て支援課

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号

TEL 092-935-1261

FAX 092-935-2697